

1. 議 事 日 程 (2 日 目)

(平成29年那智勝浦町議会第2回定例会)

平成29年6月12日

9時30分 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

10番 津 本 ・ 光……………83

1. 新病院建設と福祉行政について
2. 町有地の有効活用と政治倫理について

5番 石 橋 徹 央…………… 103

1. 観光振興に対して取り組み方に見直しが必要なのは。
2. 耕作放棄地拡大防止に具体的な対策を打てないか。
3. 地域おこし協力隊事業との行政としての関わり方の今後は。

9番 亀 井 二三男…………… 110

1. 町長の政治姿勢について

7番 曾 根 和 仁…………… 120

1. 新しい勝浦漁港にぎわい広場の運営方針について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 荒 尾 典 男	2番 左 近 誠
3番 下 崎 弘 通	4番 中 岩 和 子
5番 石 橋 徹 央	6番 金 嶋 弘 幸
7番 曾 根 和 仁	8番 引 地 稔 治
9番 亀 井 二三男	10番 津 本 ・ 光
11番 森 本 隆 夫	12番 東 信 介

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名 (15名)

町 長 寺 本 眞 一	副 町 長 植 地 篤 延
教 育 長 森 崇	消 防 長 阪 本 幸 男
参 事 矢 熊 義 人 (総務課長)	教 育 次 長 寺 本 尚 史
会 計 管 理 者 榎 本 直 子	病 院 事 務 長 下 康 之
税 務 課 長 三 隅 祐 治	住 民 課 長 田 中 逸 雄
福 祉 課 長 塩 崎 圭 祐	観 光 産 業 課 長 在 仲 靖 二
建 設 課 長 楠 本 定	水 道 課 長 村 上 茂
総 務 課 副 課 長 仲 紀 彦	

4. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名 (3名)

事 務 局 長 網 野 宏 行
事 務 局 主 査 青 木 徳 之

事務局主査 疋田晋一

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番中岩和子議長席に着く〕

○議長（中岩和子君） おはようございます。

再開に先立ち傍聴者の皆様をお願いいたします。

傍聴に際しましては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開議

○議長（中岩和子君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（中岩和子君） 日程第1、一般質問を行います。

お手元に配付しております一般質問一覧表のとおり、通告順に従って10番津本議員の一般質問を許可します。

10番津本君。

○10番（津本・光君） おはようございます。

通告に基づいて一般質問に入りたいと思いますが、その前にちょっと訂正だけさせていただきます。

質問の順番ですが、先に病院と福祉の関係での問題を質問しようと思ったんですが、時間のこともありますので、1と2と入れかえまして、町有地の有効活用と町長の政治倫理の問題についての質問のほうから先に入らせていただきたいと思います。

まず最初に、町有地の有効活用とその賃貸のあり方ですね、この質問から始めたいと思いますが、地元のK社、石油関係の会社との賃貸借契約が結ばれていますが、資料がここにありません。これはちょっと総務委員会のほうで私もこの契約に至る経過をちょっと聞いてみたんですが、やはりちょっと余りはっきりしにくいので、一応これに基づいて町長に質問をしていきたいと思っています。

この土地使用の賃貸借契約書ですが、甲はその所有する次表に掲げる土地を乙に貸し付け、乙はこれを借り受けると、こういうふうになっていて、住所は、所在地は那智勝浦町大字湯川字越瀬932番46、目的は、地目は雑種地、面積は3,172平方メートルのうち建設用地652.51平方メートル、保安距離確保のための用地が242平米と、こういうふうになって、合計894.51平米が貸し出されております。それで、この土地はこの契約締結の日から1年以内に貸し付けの目的に使用しなければならない、こう書かれているわけです。ほんで、貸付料としましては、年間17万2,400円、月額に直しますと14,500円です。そして、年額の金額として一番最初の年だけですが、平成23年度分については14万3,600円と、こうなっているわけです。平成26年6月

未までに全納するものと、こうなっているわけですが、ここで納めてない10カ月分、すなわち5月から次年度3月分と、こういうふうになってるわけですね、支払った分は。

そこで、ちょっといろいろ聞いていきたいわけですが、これの契約の締結日は平成23年6月1日です。那智勝浦町長寺本眞一、それからK石油会社の代表取締役社長誰々と、こうなっているわけです。

それで、私はこの問題について以前、2011年11月ですが、明るい那智勝浦町政を進める住民の会、当時はこの会は合併を反対する住民の会から発展的解消させて、明るい那智勝浦町政を進める住民の会として名称変更したわけですが、このとき私は故人となられた平澤先生と2人でこの問題について町長に申し入れをしました。これがその当時の申し入れ文書ですが、これはなぜこうしたかといいますと、この問題について壁新聞という地域新聞、この報道で町民の財産である町有地がその当時の町会議員さん、元になりますが、今は一町民となっておられますが、その方との間で賃貸借契約が結ばれていたからです。そのときの申し入れ文書をちょっと読みます。

台風12号の豪雨により災害で亡くなられた方に対しお悔やみを申し上げますとともにということでスタートしております。さて、私たちは明るい那智勝浦町政を進める住民の会、以下住民の会としますが、過日新宮市に事務所を置くしんぐうし壁新聞、以下壁新聞とするが、那智勝浦の町有地に関する記事を扱った。こういうこれが町内に配布されたことでさまざまな意見が飛び交っていると、こう最初に申しています。

それで、1つは、町有地を賃貸物件として扱うことが一般的には知られていなかったこと、この町有地がその情報を得やすい立場にいる町会議員が安い賃貸料でその権利を取得したことは一般的な理解を得にくい問題であると考えます。したがって、賃貸物件については町が貸すと判断したのであれば一般公募を行うべきだったのではないかと考えると。

2つ目は、壁新聞におきましてその何らかの利害関係が生じているという記事についても町長とその議員との関係から見れば危惧の念を抱きます。そういう町民が多いと。

3つ目は、災害から防災の面から考えて想定外という論立てはできないのか、東日本大震災からの教訓だと、また工事に当たっては近隣の住民の理解が十分得られてないことも事実だと。

ということで、住民本位、住民目線、そして住民の立場に立っての町政運営にさせていただきたいと、こういう申し入れをしましたが、これは町長も覚えておられますね、ちょっと聞きます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えいたします。

申し入れの件については私も控えていますので、それはそのときには受け取ったと思っております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） この当時私たちは住民の会として町長との政策協定はまだ生きておりま

したので、災害があった後で復旧復興のために大変な時期だった、こういうこともあって、今後こういうことがなければという判断でそのときは帰りました。

それから23年、これはその当時の壁新聞ですが、23年にもこれは多分何月やったかな、25年ですね、2013年1月に当時の田中議員と私とで、私はその当時日本共産党の那智勝浦支部支部長という立場で木戸浦グラウンドの駐車場の問題についても一時凍結の申し入れをしております。これも覚えておられると思いますが、ところが昨年的一般質問で二河にある町長の土地問題が出てきました。そのときに私もそのときにですが、よく似た問題があったなということを出し出して、ほんで前回12月議会だったと思いますが、町有地について議会で資料の提出を求めました。もう一度家に帰って壁新聞の記事を改めて見直してみましたが、その経過やはりおかしいなと、こう思ったわけです。ほんで、地域の人声も含めてちょっといろいろ調べてみました。そうすると、越瀬の地元の人は、工事が始まってからこの町有地に石油の貯蔵所が、施設ができること初めて知ったと、こう激怒しておられて、いまだにその気持ちがおさまっていない。こういうことがわかってきたわけです。

このとき、この越瀬の町有地にあるK石油会社との賃貸借契約について、町長はその町会議員さんとの間でどういう経過で町有地の賃貸借契約を結ぶことになっていたか、ちょっと覚えていたら教えていただけませんか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） この町有地の賃貸借契約に係る経緯についてのお尋ねでございます。

この町有地の貸し付けを行っております方とは、平成22年7月に町有地の貸し付けについて申し入れがあり、貸し付けについての協議が始まってございます。その後、協議を重ね、平成23年6月に賃貸借契約を結んでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） この工事ですね、事件を知った県のほうも近隣住民の了解をちゃんと得るようにとということで指導されたと思いますが、同意が得られたのかどうか、その時点で。ちょっとそういう努力をされて、最後まで努力をされて同意を得られて工事に入ったのか、そこをちょっとお聞きします。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 近隣住民の同意を得ずに工事を始めたのかというような問いだと思います。

賃貸借契約書には、借り主の方には土地の使用に関し第三者に対して損害または迷惑を及ぼさないよう十分注意しなければならない。また、損害を与えた場合は、借り主において損害の補償または問題の解決を行うものとするとうたわれてございます。また、当時の担当者からは、当該土地の使用に当たり近隣住民に理解を得るよう指示してございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） この契約に至る経過ですが、今ちょっと説明もありましたけども、住民の理解を得られるようにということで指導したということなんですが、これはあくまで指導ですよ。現実には、これ住民の方は理解されていないということになると思うんですが、この石油タンクですね、近隣の住民の方は工事が始まってから初めて知ったと。だから、そういうのもそういう危険物の貯蔵所だということを聞いてびっくりしてるわけです。もちろん抗議書も出されております。

それで、その後もその元議員さんに対して町民の方は抗議したということがこれまでも報告で、その地元の方からも聞いている、それは事実としてつかんでおられますね。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 近隣の方からは抗議があったことは事実でございます。話に入るよう依頼もありましたけれども、町としてはあくまで当事者間の問題であると認識しており、その場には入ってございません。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） それもちょっと住民の理解を得るようにということで指導したと、指導しっ放しですよ、それであれば。何の効果もないですよ。ただ指示したということだけです。

大体この経緯から見てもおかしいと思うんですが、ちょっとこの手の工事ですね、危険物取扱防止のやつですが、そういうやつの貯蔵所とかつくる場合、すなわちこういう場合、施設をつくる場合の手順というんですか、まず役場に町有地の使用申請をしますね。その後どう進められるんですか、ちょっとお聞きします。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 工事はどのように進められたのかというような質問でございます。

工事に当たり各種申請手続等の順序はということですが、平成23年4月に確認申請が町に提出されてございます。これは建設予定地である土地のことを審査するのではなくて、当該建築物が建築基準法等への抵触がないかを確認するものでございます。その後、県から許可がおりたことを受け、6月1日に町との賃貸借契約が結ばれてございます。

議員さんおっしゃられる建築確認申請よりも町との賃貸借契約が先ではなかったのかという問いでございますけれども、今回のケースに当たっては、平成22年7月から町と十分協議がなされていること、また許可がおりなければ賃貸借契約も締結することもなく、特にこの手順でも問題はなかったとは考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 今の質問でそこまで聞いてないです。それはこの間の委員会のときにち

よっと聞きましたが。

これいろんな方に私も聞いたんですが、ここだけの、消防署の方は言いにくいと思いますので、行政区外の消防署の署長さん、それから元署長さん、この方とかにもいろいろ意見を聞きました。そうすると、最低でもやっぱり1カ月はかかるでって言うんですね、このかかるのに。役場に申請をした、そこから今の話ですと、先にこれ今4月二十何日にとということからスタートしてるということですが、ほんで賃貸借契約は6月1日、今言われましたが、これを確かめようと思ったんですが、先に言うてくれましたんで、それでこの工事の申請をしたのは、これ町長に聞きますが、いつか、町長わかってますか。今もちょっと説明ありましたが、もう一度町長のほうで答えてください。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 工事の着手予定日ということですけども、町の担当課には5月1日着手予定となっております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 町長はそこまで、町長と議員さんとの関係でありながらそこまで知らんの、結局は簡単に言うたら、担当課のほうに丸投げをしてるわけですね。

この実行上の経過の時系列で見っていきますと、先ほど言いましたが、4月12日、東牟婁振興局、私はこれ全部資料も取り寄せました。ここにあります。そして、東牟婁振興局建設部に建築申請をしてるんです。そして、4月22日、工事をやってもよろしいよと、これが5月、5月いつやったかな、5月10日からです、工事に入ってもよろしいと。それで、工事の完了予定年月日が23年8月1日です。もうここで既にこういう工事を行いますよということで申請が入って、県の了解を得てるわけです。これ問題だと思うんですよ。

消防署に提出されたのは、これですよ。危険物貯蔵所、地下タンク貯蔵所設置許可書、これができたのが許可できた後の6月1日、町と契約した6月1日、その後の6月6日で申請があったんです。これは6月16日に許可を得てます。許可がおりております。

そして、これは消防署に出したやつですね。だからこのことから言いましても、これ全然時系列から見ても違うんですよ。もう既に5月10日に工事に入る、こういう許可になってるわけですよ。何が何かわからなければ工事なんかできないですね。既にもうその時点では契約を結ぶ前に、6月1日ですよ、既にもう工事に入っているわけです。これを町民が知ったわけ、何でやと。それで、抗議の声を上げてきたわけです。

そやから、普通考えたら、そういう申請がなされて、それで役場のほうは町有地を貸すわけですからオーケーが出て、そして次危険物ですから消防署の許可を得て、そして最後こういうことで町の認可もおりましたので工事をさせてもらいますよということで県のほうに許可をとる、これが普通の順番だと思うんですよ。これをあるところで聞きましたら、こういうことを言いました、その質問した部局は。こういうふうにご答えてくれたです。だから、なぜこのように許可も出ていないのに工事が始められたのですかと、ちょっとお聞きします。おかしいと思

う。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 先ほども申し上げたとおり、工事の着手予定日は5月1日ということで申請が出ております。実際借り主の方が工事に着手した年月日というのはちょっとこちらでは把握できてございません。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、そういう時系列から見てもおかしいものが、住民の理解もなしに進められてる、これは指導も何もあったもんじゃないでしょう、もう既に工事が始まっているわけだから。それで、住民から抗議があって初めて対応してるわけです。

私はこの問題聞いたとき、ほんまに今国でも大きな問題になってますが、加計学園の問題、森友学園の問題、こういう同じで、いわゆる行政のトップのそんたく政治がここで行われてるんと違うかというふうに思いよんですわ。それか、行政レベルの、最高レベルからの指示がなければこういうことには僕はならないと思うんですよ。そこがどういうふうに認識されてるのかなあというのが、先ほどから話聞いてても気になるんです。

壁新聞もその点は悪い先例を残したとここで言うてますよ、町としてはね、悪い例を残したと批判してます。ほいで、この壁新聞は、議員と町長が癒着、議員の倫理が問題と、こうなってるわけですね。僕は町長だけじゃないと思うんですよ。議員だけじゃないと思うんですよ、当時の。町長のほうにも倫理の問題は僕は当然としてあると思います。これはなぜかといいますと、先ほども言いましたが、町とそしてその当事者との会社との契約ですから、ほかの者が契約するわけではないです。それは、その方がその当時は元議員さんですね、総務常任委員会の委員長ですよ、当時。その方とこういう話をしてるときに、僕は知りませんでした、あとはもう全部部下に任せましたということになれば、これ僕大きな問題だと思うんですよ。

総務委員会でのやりとりは1回行われてます。そのときは、結局まあまあやむやになってます。平成23年12月12日です、総務委員会開かれてます。けども、ここで土地の問題が出たんですが、結局休憩になっていろいろ話しされてもうそれ以上は深くはなっていないということになるわけですね。

これ僕は壁新聞書かれてる田畑稔さん、この新聞についてはいろいろ言われてる方もおりました。あるときは不適切な発言を町長自身もされたこともあります。この田畑稔さんという人、この人についてこの本まで出てるんです。僕どういう方なのと。田畑稔と中上健次、「路地の暴れん坊」の屈せざる物語、ビートたけしも親類という形で「熊野・被差別ブルース」ということで田畑稔氏と、それから中上健次氏のこのいた路地裏、昔で言う同和地区ですね、そういうところでの話をまとめた本ができてるんです。だから、彼は物すごいそういう意味ではええかげんには仕事してないですね、これ見てみましたら。やはりいろんなこと、事実経過をきちんと調べながらこういう報道をしています。だから、かなり信憑性はあると思います。これを書かれた方も和賀正樹さんというんです。この方はどこやったかな、文藝春秋か、あそこの



編集員されてる方ですね。この方がこういう本をまとめるんです。

僕は、この問題をずっと見てうえっとだんだん思い出したんだけど、これもろにこの那智勝浦町長等政治倫理条例の1、第1条です、目的の第1条、この条例はということで、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、町民全体の奉仕者としてその人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して自己または特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより町政に対する町民の信頼に応えるとともに、町民が町政に対する正しい認識を自覚を持ちということで、民主的な町政の発展に寄与すると、これこの目的が書かれ、これ前のときも二河の土地問題のときも言いました。

この第3条の1、町民全体の奉仕者としてその品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと、それで2項として、町長等はその政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、みずから清い態度を持って、潔い態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない、こう書かれているわけです。僕は、これに大きく抵触すると思うんですが、どうでしょうか、ちょっと町長に聞きます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 工事の着工の時系列について私が当事者から資料をいただいております。

その辺のことについては、23年2月23日に工事業者と同行のもと近隣の方に説明に行かれております。4月22日、町を経由して県より確認申請、先ほど課長から申したとおり、6月1日に町と土地使用賃貸借契約の締結をしております。6月3日に倫理委員長に報告となっております。6月8日、町の立ち合いによる現地確認と、6月14日、地鎮祭、6月15日、漁協へ図面を提出と、6月20日に工事を開始したということで、工事着工まではそういうような形の流れて当事者の方が記録上残しております。我々としては、いろいろなことは先ほど課長言っていましたように、指示することはし、またそのことによって貸借を結んだということでありますので、何ら私は倫理条例にひっかかるような不正な契約以前に工事着工したとは認識しておりません。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 契約以前にというて、締結したのが6月1日で、その既に前に工事の申請もし、消防署のをとるとき後になってるんですよ、だから言うてるんです。ほんで、あとはもう係員に任す。あとは野となれ山となれと、洪水にもなれという感じで、これほったらどないになるんですか。

で、現実に先ほども私言いましたが、住民の方は抗議文書を出しておられますよ、その後も。最後出されてるのは8月30日、31日付やったかな、申し入れ。だから、納得してないですよ。納得していないのに工事はどんどん進んでってるんです。ほいで、住民の方から工事の差しとめが出て要求が出てます。結果として、8月1日に工事が終わる予定だったんですが、いつ終わってますか、ちょっと聞きますが、工事いつ終わってますか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当初の計画は、6月20日着工して、9月30日末か何かに工事完了ということであったんですけど、その途中1カ月ぐらいはその工事の中断をしたということでありまして。そのときの当事者のことから言うと、設計業者と同席の上でいろいろと説明に上がったところ、言ったことは、これはここで言うと語弊が生じてこようかと思うんで控えたいと思うんですけども、何らかの形でいろいろなことを言っております。そういうことで、その後は当事者としては弁護士さんに依頼してこの件については解決つけるようやっております。その結果、その後の抗議的なもんがなかったということでもあります。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） これ建築申請ですよ。これうそですか。これは8月1日に工事完了予定ですよ。工事着工は5月1日ですよ、これ。これ県へ行って、ちゃんと私それ行ってもらってきたんですよ。これがそれだったらうそだということになりますね。そしたら、余計なおさら問題だということになると思うんですが、結局事実関係がそういうことで違うくるわけですから。

越瀬の住民の皆さんは、その前にあの東日本大震災の災害を見てるわけですから、当然不安になりますよね。火災も起こってる。そうでしょう。そしたら、目の前にそういう危険物貯蔵所が設けられたら不安に思うのは当然じゃないですか。それを最後は弁護士さんを入れて解決せにゃいかんような問題になってるんです。そこがあなたたちはいつも理解してない。弁護士さんが後でそれ言いますが、どういう通達を出しているか。だから、この住民の皆さんは結局抗議をする、最初は8月31、10月ごろにも1回抗議してますけど、文書を出してますが、ここの抗議での文書の申し入れは8月31日ですよ。何やったら読んでもいいですわ、時間かなりかかりますのでね、そうやってきますと。そやから、僕はその当時の議員さんが対応できなくなって、多分その石油関係の会社の本部の弁護士さんだと思うんですが、その弁護士さんの力をかりて対応した、その人を間に立てて対応せざるを得なくなったと、これが当時の状況ですよ。ほんで、町長は、先ほども言うた、弁護士さんが入って対応されたりもしてる。

この賃貸借契約ですね、これ10年契約ですよ。ここの裏は、賃貸借契約結んだときにこの裏に、地方財政が厳しくなったから、私さっきの申し入れのときに一般公募すべきだと言いましたが、もし、先ほどちょっと話、ごめんなさいね、ちょっとずれましたね、10年契約されています。10年でそしたらはいさよならということではないですよ、そこのタンクも埋められるわけですから。そうしますと、近隣住民の皆さんは当然差しとめを請求して、これは先ほどのやつです、これは当然のことですよ。ほいで、住民の方は私も聞いたら、こうやってきたら私はよそへ引っ越したいなと思うてもう危険だから、けどもこの家が売れないことには移動できないっちゃうわけです、そうですね、目の前に貯蔵所あるわけですから。そこを新しく誰か買って来て言うたって買ってくれますか、ないですよ。だから、やるんやったらもらう必要も出てくるかもしれないけども、そういう状況の中で不安を抱えながら一生そこで暮らしていかなければならん。これは出てくるわけです。それがたとえ5軒の家でも、周辺地域に5軒があったとしてもその5軒のうちの全部がそれに対して反対して、私たちが不安にと思

ったらこれ100%ですよ、そうでしょう、数の上で、統計上はそうですよ。100人のうち100人がそう答えた、これ100%ですよ。だけど、5人のうち5人がそう答えた、これも100%です、統計上は。同じですよ、重さは。5人やから軽いというもんじゃないです。だから、これがそういうにして町民の不安がずうっと残ってる、これ町長の言う安心・安全のまちづくりですか。ちょっと聞きます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

〔10番津本・光君「済いません、休憩してください。時間もつたいないです」と呼ぶ〕

じゃあ、休憩します、ちょっと。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時04分 休憩

10時13分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 先ほどの答弁なんですけども、当事者にとってはいろいろな形で工事中断の上、そういう進めている中では適切に工事の進行できるように弁護士さんに御依頼したということでございます。そういうことが我々にとっては知る余地はなかったんですけども、後日今回の質問に対して私もいろいろ資料をいただきましたので、その辺を報告させていただきます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） いろんな問題解決のときに私も弁護士さんが入るのはよくわかります。私も労働相談やいろんなところでしたときには弁護士さんとの話し合いも何回かしております。先日もほかの件で弁護士さんとも話をしました。だから、ややこしい問題に入るときには弁護士さんは当然入ってきます。だから、そういう問題なんだということを理解しようと。だから、誰が入ってこようがやっぱりそういう問題がそこまで発展していったということに僕はこういう問題の大きさを感じるんですよ。

だから、町有地をやはり提供する場合には、ここで契約にしたって経過説明として、本町においては厳しい地方公共団体の財政事情の中、自主財源を確保するため財政健全計画に基づく取り組みの一つとして遊休資産の貸し付けを実施と、今後の利活用状況も検討して長く未利用地、それから町有地の有効活用を図ってまいります、こういう流れですよ。もうこれ当然ですよ。僕もそれは当然だと思。けども、ここで書かれたやつ、先ほど言いましたように雑種地で、宅地の前に雑種地で出されて、そして先ほど言いましたように、年間17万2,400円。みんな誰に聞いても安いなと思います。

もし、これ宇久井港にも町有地があります。これは砂利置き場になってます。だから、これはここと同じほぼの値段、わかります。そこは川口のところです、端っこのところですからね、安

全性からいうてまだましやろうと、ずっと。そこと同じ値段で借りて、ここ、貸されてるんですよ。宅地にはなってますが、ちょっと高いですね、その雑種地よりも。ほいで、雑種地もまじってます。だから、むしろそういう危険物の取り扱いということになれば、私は普通の土地、宅地とかというところするよりももっとやっぱり厳しい条件をつけることが私は必要になるんじゃないかなと思うんですよ。もちろん災害のときにいろいろ協力してもらわなければならないけども、周りに住む住民のことを考えれば僕は当然そういう問題は出てくると思います。

まして、ここで言うに、自主財源を確保するためというんで年間17万円ですよ、それやったら一般公募して、年間17万円で貸しますというたらいっぱい来ると思いますよ、270坪の土地ですから、270坪。単価にして一月52円ですよ、坪52円。同じように同じような土地を場所が通行の便がよかって魚商のほうにも貸してます。これは坪1坪月額で倍の100円ですよ、100円。確かにそこの道は場所的にはええですよ、ええです。けども、危険物を取り扱う場合にはそこらを含めて一定の条件を満たす形ではしてると思うけれども、それやったら口実として財政確保のためにやるのであれば一般公募したらどんどん借り手来ますよ、そうですね。宇久井のあそこ、何ぼですか。自動車教習所、年間800万円ですよ。これやったらわかります。もちろんあそこは土地が那智勝浦町が土地を買って、そしてそれを貸してるという、買ったお金を返済していかにかいかなのですから、そのために年間800万円ですよ。だから、大事な土地がああいう場所であればええ土地ですよ、やっぱり、景観もええし。だから、貸すとなれば一般公募でやればもっと有利に貸すことができるわけだから、もうそういう点で今の御時世であれば介護施設とかに貸したらもっと喜んでくれると思いますよ、年間17万円で貸すと言ったら飛んでくると思います。しかし、残念ながらこの土地は知る人ぞ知るといふ、そういう町民にとってみたらこれが貸し出しに出されてるというようなことは誰もわからないわけです。これは前の土地の二河問題です。あそこが貸しに出されてるのは誰もわからないですよ。

だから、そういう問題が町長と一議員の間、しかも当時の委員長ですね、これ壁新聞にこうして癒着と書かれても仕方ないんじゃないですか。僕は思いますよ。だから、そういう意味でいうたら、やっぱり町長のそんたく、いろんなことが働いてそうなったんかということが出てきますんで、当時のそういう関係でありながら、だから私は政治倫理にひっかかるん違うんか、抵触するん違うかと、こう言うてるわけです。

だから、もしこれが町長そうでないと言うんならば、あなたはやっぱりここでも言われてます、倫理条例で、その説明の責任を果たしなさいと。2項のところに、町長等は政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときはみずから清い潔い態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。僕はあの二河の土地のときのように、今あちこちで町政報告会が開かれ始めてるそうですが、だからそこできちんとそういった例を話をして、疑惑を持たれることについては僕はきちんと釈明をすべきだと、そういう責任を果たす気持ちは町長のほうにありますか。ちょっと聞きます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 詳しいことを言えるのであれば、それは皆さんの誤解も解けるかもわかりませんが、それをするといろいろな人を呼んできて証言してもらえばええことだと思うんですけど、それをするといろいろな波紋が起こるであろうから、私もそういう面では控えて答弁させていただいております。そういうことも含めて我々としては公平について、これは政治判断と前にも言いましたように、行政判断とはまた違いますということであり、何もかも全てがしゃくし定規の基準の中でやっていくのであれば別にそういうことは可能かもわかりませんが、ある意味では政治判断しなくてはならないというのが私のトップの責任でもあろうかと思えます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、前の土地、二河の土地問題のときもそうですが、今政治判断と言われたですかね。だから、そういう判断をするようなことはできるだけ避けにやいかんですよ。だから、貸す場合に当たっても賃貸で、しかも当時は町長と総務委員会の委員長でしょう、当時の、そういう関係でこういったことをすべきじゃないですよ、まずは。これがなければ、なければ公平にもっとやれる、それこそ公平にですよ、公平公正にやるとればこういう問題起きないんですよ。そこを私さっきから言うてるんです。そこを町長はちょっと理解してないですね、何でこの問題出てるかというのを。

だから、この土地問題とかというのは、僕はいろんなもんでもその後に、その当時に僕も町会議員さん問題にしてくれたらよかったなと思うけど、あの当時はやっぱり災害の復旧復興あるでしょう。その中で皆さん大変、私もそうでした。私は議員にもなってないし当時は一支部長で、当時は台風12号の災害の支援センターのセンター長をしてボランティア送り出しましたから、毎日そういう生活、12月までやったですよ。だから、そういう時期やからその当時の議員さんも大変やったと思います。だからこそ余計に丁重にやりにやいかんのです、こういう問題は。それを、悪いけども、何て言うんですか、簡単にそういう契約を結んでやってるということに私は非常に行政の進め方として安心・安全のまちづくりとしてはやはり疑問を感じます。それを最後に、きょう述べました。

時間の関係もありますので、次に行きます。

あと何分ぐらいでしょうか。

〔「48分」と呼ぶ者あり〕

48分、はい。

ほいで、土地の問題につきましてお尋ね、それももう少しけるな。

私すごいこうしていただきました。そやから、これで全部土地のやつ単価どのぐらいか調べてみましたよ。だから、それ相応にやっぱり町有地を有効活用するのであれば、それに見合うものをやっていただきたいと。しかし、大きな土地についてはやっぱりしっかりと公募できるものは公募して、そういう財政にしっかりと充てていける形を組んでほしいなというふうに思います。

それで、ちょっとこの問題、土地の問題については置いておきますが、ぜひそこらあたりは今後の、今後というよりも二度とこれあったら大変なんで、もうこれ僕入ってきて2回目になりますんで、土地問題でやったのは。そやから、ちょっとそういう点は僕は土地絡みの問題、そしてこれはもう問題は話はあれから出てませんが、どこですか、市野々に行く山の土地の問題もあります、随意契約の問題とかあります。だから、そういう点ではちょっと行政を進めるほうとしては十分気をつけてやっていただきたいなど、こういうふうに思います。

次に、新病院建設と重心の通所施設の問題ですが、ここに移っていきたいと思います。

最初に、確認をしたいと思うんですが、前回の新病院についての質問で町長が私はいずれは診療所にという答弁を新春のインタビューでしたと、こういうことについていつ方針転換をしたんだという質問をいたしました。そのときに町長はこう答えてますね。20年、30年先見越して私は言ってる。ほんで、見解の相違でこれ以上話をしても私の言ってることはあなたには通じないでしょう、あなたが言っていることも私には理解できない。これ非常に失礼な言い方だと思うんですが、そういう答弁をされました。私、それで26年10月に前にも資料を出して言いましたが、もう一度読み返しました。けども、ここでどこから見ても町長がいずれは診療所にという答えはないんですよ。一度も言ってないんです。それをあたかも前から言ってきたようにあのとき答弁されたので私もいろいろと言ったんですが、ここで町長自身がこういうふうに言うてるんですね。議員、これは湊谷さん、当時の議員の湊谷さんが、あなたは石にかじりついても新病院を建てにゃあかんのでしょと、こう質問してるわけ。そのときに寺本町長は、議員おっしゃるとおり、そういう苦渋の選択をしたのは事実でございます。この地域の医療の現状を見ても、うちの病院がなくなるということについては地域の医療を維持していくということは本当に地域住民にとって恩恵が崩れてしまうということですがというんですが、そういうことが地域での安全・安心の生活を確保するために病院というのは現状では20年後先ということになりますと、地域の人口は体系も変わっています、いろいろとその時点はどうなるかわかりませんが、この20年間という団塊の世代の方が多く高齢化してる中で十分やらなければならない施設と考えております。なければならない施設と考えております。こういうふうに答えてるわけです。だから、ここで20年、30年見越しても診療所に考えていきますよというのは話はないんです。しかも、病院建設途中、新年のインタビューでそういうふうに答えた。

これ以前議会のほうに説明に来られた新宮市の所長さんですか、あの方に私ぱっと会う機会がありまして話をしたときに町長がこういうこと言うていますよというて言うたら、そんなことを町長が言うんですかと言うて驚いてましたですよ。そうして、誰よりも驚いてびっくりしたのは、そして不安に思われたんで、町長、この言葉の中で、私いろいろ後から連絡入ったんですが、やっぱり精神的に障害を持った子供たちの親、特に重心ですね、重症心身障害児者、この人たちの子供たちの親が一番びっくりしてました。ほいで、もちろん共同作業所とかそういうところで福祉の関係で働いている人ですね。町長は前のときもこの説明のときに、この通所施設の建設を了解してもらわなければ那智勝浦町は福祉に理解のない町じゃというふうに思わ

れるという発言をしていますが、福祉行政はそこに僕は通所施設をつくる、物をつくればということではないと思うんですよ。それも必要だけでも、もっとそれ以外も必要なん。ほいで、病院の横にそういう施設ができたなら普通皆さんどうお考えになると思いますか。ちょっと町長に質問します。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） そんな施設ができたなら何か不都合が発生するとは私は考えられませんけど。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） いわゆる以後は縮小していくっちゃうわけでしょう。そしたら、あそこへ通所施設を持ってきたのは親から見れば、通所施設持ってきた、ここに横に病院がある、そしたらいずれは建てる時から土地も無償で貸すわけでしょう、提供するわけでしょう。そしたら、そういう施設側のほうから見れば、土地もただで貸してくれるのにそれが永久に続くわけでしょう、病院がある限りは。そうでしょう、途中からお金くれって言いますか。土地料中途で出せと言いますか。僕は言わないと思うんですよ。そうしたら最初の話と違いますもんね。ほしたら、福祉事業所の方これは困られますよ。そしたら、福祉事業所の方がそこに建てもらうという、そういういろんな条件、最初から言えないですよ、たくさん、これもやってくれえ、これもやってくれえ。だから、最低限でもここにあってくれたらええな、そら場所ですよ、そうでしょう、そこしかも無料で貸してもらえるわけだから。そしたら、そこに入ったら今はすぐあれやこれやと言われへん。だけでも何年か後には私たちの声も聞いてくれるようになるやろうと、そして親が望んでいる施設にしてくれるだろうという期待があるからそこんときは黙ってるんですよ。

そのときに町長はその福祉行政進めてくれるですよ。もう建物だけじゃええわけで、その重度心身障害者の人たちがどういう親がそのときにその施設に対して希望を持ってると思いますか、病院含めても。ちょっとわかってたら、そういうことで親と接触してたらそういう声も聞いてると思うんですが、どういうふうなあと施設にしていこうというお考えだったですか。ちょっとそれ聞かせてくれませんか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員さんの質問の中でこっちに問い合わせでないようなことではありますけれども、診療所にするっていうのは、方法論としてはこの先に人口が1万切り8,000切りしたときにどういう対応ができるかということの一つのモデルを言っただけであって、そういうことが即さま、そのときの状況が病院が維持できないのにそのために維持するっていうことは町民が大きく負担せないけないという、それは私がその時分の20年、30年先に生きてあるわけではございませんけれども、そういうところにはどういうふうな対応ができるかというのはモデルとしてはそういうことであろうかと思えます。

今先ほど言われてましたように、病院でやれるっていうこと、受けられるっていうことはいろいろ全力尽くして病院のほうも考えておりますし、いろんな研修も受けさせております。そう

ということもあろうかと思えます。ただ、最小限、言うたら最大公約数の中でやるのであれば現状を維持していかなければならないのかなあと。一番最大に持っていくのであれば、我々としては福祉事業団のやっている事業の運営をできる限りサポートできるような形にしてはいきたいとは思っております。

で、差し当たっては重心の家族の方が望んでおるのはショートステイ的な一時預かり的なこともできる施設であつたらいいのになあということは聞いておりますけれども、ただそれをしていくのは我々がやる運営ではないので、これからも福祉事業団がどのように考えていくかということは見守って、我々も協力できるところはやれればと考えております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、規模が縮小されるといづれ私らあそこでおられへんようになると、こう考えますよね。もしそのときにあんだけの病床数があつて私たちも、療養型の病床ですから、病院ですから、そういう意味では受け入れようと思うたら受け入れは不可能ではない。だから、そういうときにいづれはそういうことに親のほうたちも保護者の皆さんもそう思って多分考えてると思うんですよ、その時点で、私もそういうふうに聞きましたけども、だからいづれはそうやってやるのではという期待がある。そこ見て事業を縮小しますという方針が出てしもうたら、当然不安になりますよね。だから、そこを、先ほどから私は町長はどういうお考えですかと。町長はふくいくの施設の見たことがありますよね。ちょっと聞きます、南紀医療福祉センターの。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 一応見ております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、そういう施設を見て、あそこには病院も一緒にあります。だから、そういうことを見てあの施設を受け入れるときに町長自身がどう思われたんかということを知りたいんです。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然受け入れるときっていうのは我々としては、前にも答弁したかと思うんですけども、この地域に少なくとも最小必要限度のものを福祉事業団がつくってくれるということは重心者の関係者にとっては大きな一歩になるんじゃないかなと考えてその受け入れを表明したわけでございます。何から何まで最初からこういうものの施設やなかったらあかんとかっていう状況の中では私は考えておりませんでしたし、運営するのも施設の建設も事業団でやっていただくのであれば、そちらの方向を見守りながら我々としては対応し、また協力できることをやっていくということのスタンスは変わっておりません。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 事業団の施設としてそういうふくいくがあるわけですよ。当然ここでそういう施設を受け入れるとなったら病院が横にあるわけですから、当然そういう方向性は僕が出てくると思うんですよ。それもなかったら僕はおかしいと思うんです。だから、最初にこの



問題が出て全員協議会したときに私は3つのことで言うたですよ。こういう施設をつくるに当たり3つの観点を言うたです。そのときに私は、もしここでつくるんやったら福祉行政の将来を考えていくのであれば、これも言いましたよ、ちゃんと、福祉行政を福祉を行政として考えていくなら建物をつくったらええだけじゃないと、むしろここでつくるよりも新宮の医療センターあり、みくまの支援学校あり、そういうところの中でそういう福祉関係が横で連携とれるところに福祉特区みたいな形で持っていくほうがずっと効果的ですよと言うたんです。けども、福祉事業団のほうには土地を無償で提供してくれるというのがあるから飛んできますよ、そりゃ当然。だから、そのときに行政として箱物だけをそこには与えたらええという、土地だけ与えたらええという問題じゃないです、だから聞いてるんです。将来像、福祉の、行政の将来像、どう考えてこういう手を打たれたのか。けど、今のでいうたら現状維持でしょう。そうですね、現状維持だけですよ。それであと、福祉の関係の人やっていけますか、親の要望を受けて。僕はやっていけないと思うんですよ。だからこそ見通しが福祉行政をする場合には金がかかるわけだから、見通しが必要なんですよ。だから、福祉事業団のものもそういうことも案分して、だから私もその中でちょっと、重心の親たちはこのことがあってから今まで一回も集まってないんですよ。1回目にその話が来たときにここへ傍聴に来ました。ここで全員協議会か何かしたときに議会傍聴に来ました。それは覚えてると思いますね。あんときに来ました。あのとき初めて来たんですよ、皆さん、こういう場に、何があるんかと思って。けども、その後から4月、5月と皆さん集まってんですよ。集まって親が、それでそこでいろいろ話し合ってるんです、行く末どんなになるんやろうと。そしたら、やっぱりいろいろ出ますね。ほいで、私とこへ手紙が来ましたので、ちょっと読みますね。

親の会をつくろうという動きになった、その話の中で。仮称ですが、重度心身障害児者親の会ということで動き始めてます。ほいで、今までほとんど集まりがなかったのですが、このたび新設される施設があると聞き、せっかく新設されるのだからできるだけ親の思いを届けようと、こういうふうにして集まりましたと。ほんで、4月から月1度集まろうということで集まり始めましたと。今4月、5月と2回だけですが、今後も続けていくつもりです。その中で一番要求が強いのは、やはりあの病院に1床でも2床でもいいからショートステイで預かってもらえるところが、施設が欲しいと、病床が欲しい。これ何でかわかりますか。町長にちょっと聞きます。

こういう声が出るのか、町長にちょっと聞きます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 何の質問をされるんかようわからんのやけど、そら関係者にとっては当然十分なサービスの提供ということは望むというところは私も理解できるところでございますけれども、ただいろいろなうちで受け入れられる分っていうのは病院の中でもいろいろなことは、先ほども言いましたように、やっております。そのことについてするのであれば、病院事務長のほうにも今取り組んでることについてまた説明させますけれども、私としてはやれるっていうことはできる限りのことをやりたいと思いますけれども、それに伴うもの、いろいろなこ

とが関連してこようかと思えます。ただ、医療センターにしる串本病院にしるその土地の提供がなかったということのうちへ、うちがなかったんやったら、それじゃその施設っていうのはこの地につくられないということになったら、さらに重心の関係者の皆さんが困ることもあるんじゃないかなあと。利便性がまた遠くに行かなければならないんじゃないかなあとということがうかがえると。そういうことで、最小限でもやっていただければいいことっていうことは第一歩としてこの施設を受け入れたと。20年先、30年先にどういう形態になるかはわかりませんが、ただうちの病院経営っていうのは本当に完璧に利益の出る病院がそこで維持できてるかどうかっていうのはそのときになってみなわからない問題であろうかと思うんですけども、一つのモデルとしてさっきも言いましたように言っただけの話で、それが極論的に、曲解的にそういうことばかりを言われると皆さん語弊を生じるかもわかりません。そのときの担当している首長がどういう判断をし、どういうふうにして地域にやっていくことは、今我々ができる最大のサービス提供っていうのはこういうことを誘致して、それが地域の関係者の皆さんに御理解していただいて、その利便性をそれぐらいのものから発展させていくかっていうのはこれからの皆さんの動きになるんじゃないかなと思えます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） これ、この施設は、当初は上野山に建てる予定だったんですよ。それ聞いてますよね。最初からうちに来たん違うんですよ。最初は上野山で建てる予定だったんですよ。ところが、那智勝浦町が無償で貸してくれるというのでこちらに来てます。その当時の説明はそうだったと思えますよ。だから、町長の今言うたのはちょっと違いますよ。

サービスの提供をせないかんだらう。そしたら、受け入れるに当たって次々のやっぱり見通し持って対応して聞いてくのが手順でしょう。だから、言うんですよ。箱物をそこで預かったらええだけじゃないんですよ、福祉行政っていうのは。やっぱり先々見ないかん。

あなたは、前のときにも言うん、20年、30年先を見てそう言うたんで、そやけどあなたはこの間の言うたときには、20、30年はそのときの、前のときそうでしょう、そのときの町長がやることでわしは知らんって言うたんですよ、そうでしょう、私には責任がない、そういう大変なときはそのときの町長が考えたらええんだと、こういう話ですよ。だから、見通しがないっちゅうのはここなんです。これは福祉行政でも同じですよ。

だから、一つのモデルとしてという言葉も出たでしょう。一つのモデルとしてするんだったらいいモデルつくらないかんですよ。福祉はこういうふうやっていくんですよ、それが福祉に理解のある町でしょう。その具体策がないんです。具体策ないままに物だけつくってる、だからそういう親が、ほいでショートステイというのは何も病気になったから預かってほしいんじゃないんですよ。一番親が心配してるのは何かというたら共倒れになることなんです。これよう聞いてください。共倒れになることなんです。あの子たちの親はどういう生活してるか、多分ちょっと聞いたらわかると思えますけども、家でおっても移動させるときは後ろを抱えてやるんですよ、抱えて。家の中で移動するんですよ、そうして。

僕、ある子のところに何回か会いに行くんですよ、どうしてますかというて。そしたら、出て

くるときに必ずお母さん抱えてきますよ、だっこなんかしてこない、車椅子で来ないです。抱えて少しでも歩かそうと思うて来るんです。なぜかというたら、うちに犬おるから、犬好きやから会わせに行くんです、歩いていかすんですよ。そうすると、親は毎日そういう生活になるんです。一番ええのは、そこへ転がしとくことですよ、こういう言い方悪いですが。寝転がして寝た状態でおることが一番楽なんですよ。だけど、そうしたらその子は成長しないですよ、発達がとまってしまいます。だから、親は必死になって起こして少しでも歩く時間を長くしようとするんです。その親たちが安心して何かあったときに自分が倒れたというときに預ける場所どこですか、ないんですよ、ここに、そういうのが。

この人たちの親は遠いところは、ここに書いてます。子供がせつかく病院のそばなのでその利点をフルに活用してほしいと。子供が成長するとともに背骨の湾曲症が進み、今は和歌山県、和歌山のほうですね、市のほう、そして大阪のほうに通院している。隣の病院で対応していただくからなおさらうれしいと、こういうふうに言うてるんですよ。ほんで、預ける場所がないからその親たちはふくいくにとりあえず行けるとこは行くんです。それでなければ和歌山へ行くんです。それで、なおかつしんどい場合は大阪まで連れていくんです。この辺大阪まで、ある方、これ高齢の方です、もう。ほんで、私は毎月大阪へ行くんやて、大変やって言ってますよ。それが近くにそういう病院があれば、このお父さんお母さんも安心して仕事も色々できるんです。けども、この子供たちの親は自分が全部抱え込まなしようがないんです。そうでしょう、そういう場所がないんだから。だから、通所できる施設ができることもうれしいです。うれしいけれども、今度それをフォローしてくれる場所がなかったら何ぼそういう施設があったとしても子供らの行き場所がなくなるんです。

その遠方へ行ってる高齢の方、御主人が言われてました、私とこは体重は物すごいっちゃい。だから、体がちっちゃいん。けど、年齢は30歳ちゅうんです、30代、年は30代の人。この子を大阪まで連れていくんです、毎月毎月。そしたら、このお父さんは、私はもう高齢なんでこういう生活がいつまで続くちゅうのは自信ないです、言われますね。それを聞いたお母さん方も、私はもう自信ないです、今でさえ大変なのにつて。その後は、30代だから大人の診療受けるんと違うんですよ、小児科へ行くんです、小児科へ、体がちっちゃいから。小児科へ行くんですよ、30歳であっても。そしたら、ここ小児科ありますか、ないですよ。そしたら、そういうふうになんか困っている親が預けられないんですよ。そういう預けられない親がいるということをやちゃんと理解してほしいんです。

だから、そのところをやりながら、だから新しい病院のリハビリ科、これ老人対応ばかりではない、子供のリハビリにも対応してほしい。これ当然やってくれるというふうに聞きましたが、先生のほうからね。その先生もこの病院の先生もそのことに対してはこういうふうに言っておられたというのを聞きます。そういう対応をすることで、今までは身体だけのケアだけやったけども精神的なケアもできる、そういう先生ができるので、むしろここへ来てもらったほうがその先生たちもレベルアップしますと。だから、むしろここへ来てもらってしっかり勉強していただいて、そして出ていただいたほうがよそへ行くときには優遇されるだろうな

と、そういう話もされたと聞きます。だから、レベルアップにもなるんですよ、その先生方に。

だからこそ、病院の中には、今和歌山県で県立がないの、公立がないのはここだけです。新宮市と東牟婁の医療圏、ここにありますが、ないですよ、県立。だから、全部私たちの同じ税金を納めてっても全部上へ吸い取られてるんですよ。こっちには返ってきてないです、医療圏、そうですね。医療でお金返ってこない全部、それで和歌山市はその上に和歌山市のほうでは分院までつくってるじゃないですか。本来ならこっちへ来るべきでしょう、持ってくるべきでしょう。そういう要望は、済いません、町としては上げてないんですか。ちょっとそれ聞きます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 上げてはおりませんが、常々この地域の首長同士では県立なりそういう部分の高度医療センターみたいな形は話しております。議員の言うことがうちでできるということがどれぐらいのことを今やってるかということを経理長のほうから、ちょっと皆さん傍聴も来てますので、その辺も報告させていただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

私はこの4月から病院の事務長を仰せつかっております、この問題につきましては今余り詳しくはなかったのですが、これまでの全員協議会であるとか、厚生常任委員会等のやりとりを一通り拝見いたしております。そして、重症心身障害児者の保護者の方々が一番求めているのは、先ほど10番議員さんおっしゃっておりますとおり、入所の施設だとは思っております。保護者の方々にも休憩、休息というのは必要でありますので、一時的な入所できるような施設、そういったものを求めているのかなとは思っております。

そういった面で、病院側が対応できるものとしたしましては、現在いわゆるレスパイト入院というものがございます。こちらは家族の負担を軽減するという意味で病院側が受け入れるということではありますが、これはあくまで一時的なもので、病院である期間過ごすとまた自宅へ戻るということにはなっておりません。これにつきましては、院内での体制づくりがまだまだできておりませんので、それを今進めてるところでありますし、看護師等々の研修も今後予定しております。それに対応できるような形で今後進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、そういう近隣の市町村のトップの方で相談してもらうのは結構ですが、やはり県に具体的にそういう声を上げていかないといつまでたってもここには県の医療圏は来ないということに、この私たちの医療圏には県の施設が来ないということになってきます。それが残念ながら上げていないということですよ。だから、そこを僕は問題だと思うんですよ。そこまで気がつかれていないんだろうと思いますけども、新しい病院ができ、そこに事業団がこういうことになれば県の事業団が来るわけですから、要望出すとしてもやりやす

いわけですよ。だから、もっとそういう点では力を入れてやっていただきたいなというふうに思います。

先ほども言いましたが、ショートステイはそういうときのいざというときに親が安心して預けられる場所が必要なんで、それは1日や2日では困るんですね、当然そうですね。親の場合にはもし何かあったとき、もう倒れて骨折したような場合には、そうでしょう、もう当然お父さんとお母さんおればもうどっちかに全部負担がかかってまいります、そうでしょう。もしそのお母さんが片親であって、僕の娘の友人は片親でやってるんですよ、片親で。ひとり親でやってるんです。だから、もし何かあったとき、いつも言ってますよ。もう私も先に死なんしそんなあったときこの子どもないしたらええんやろうと。この子はみくまのへ来てます、みくまのへ。ここにそういう施設があれば安心してみくまの行った後、家でこんなことあったんで、仕事してこんなことあったんで預けてくださいというて頼めるんですよ。けども、ここにはそういう施設がないから問題なんですよ。だから、福祉行政をする場合には何でもそうだけれども、やっぱりそういうところないものについては将来的な見通しを持って対策を、対応をきちんと考えながら僕はやらないといけないと思いますよ。

最後に、このお母さん手紙でこう言うてます。すぐにショートステイができなくても将来的にはどうしても欲しい。そうでないと在宅療育ができない。在宅の療育ができない、家での子育て、教育ができないんですよ、負担がかかるから。だから、親はいつまでも元気で若くないと、このことを知ってほしい。こう言うてるんです。だから、ショートステイもそういうふうにして親が病気になったときにいつも対応できる、もちろん子供が何か事故があったりしたときに、ありますよね、重たいときはどうしても親が対応できなくなるとぱんと一瞬こけてしまうとか、そういうときにもすぐそういうほんなら受け入れる施設が必要になります。そして、そのときに今どこに行くかというたらふくいくとか遠いところ行くんですよ、新宮から。だから、新宮の方もここにあれば非常にありがたいなと言うてます。言うてます、近いから。そうしたら、安心して預けられるんです。だから、そういう施設をいずれは考えていかないと僕はだめだと思うんですよ。そのためには、今の総合病院は内科とかそういうリハビリももちろん大事ですよ、それに特化していくことも大事だろうと思うけれども、せつかくの病院があるわけだから、そこにいずれは、だからこういう子供たちを受け入れようと思った場合には心療内科、精神内科ですね、これが必要になります。当然先ほど言ったように、小児科要るようになります。だから、そういう先生を受け入れることによって、これやっぱり和歌山県の援助を仰いでこういうところへ施設持ってきたんだから何とかして財政的な支援してくれよということも声を上げながら、ぜひつくる検討をしていただきたい。それはそう切に思います。ほんで、そのためもあって、私は前のときにいつ診療所にということを決断したんだということ強く言ったわけですよ。だから、そういう意味ではぜひ考えていただきたい。

ほんで、前のときも言いましたが、医療難民、外来患者が病院のほうでは減ってるわけでしょう、27年5,600人減ってます。今回どんだけ減るか知りませんよ。どんだけのまだ、数字が出てますが、この間聞いたらまだわかりません、調べてますって言うてましたので、これでま

た減ったら大変になりますよ。だから、この間の出されたとき、予算の中で質問で私はコミュニティーバスの問題で言いましたけども、コミュニティーバス、時間あと何分ですか。

〔「18分」と呼ぶ者あり〕

あと18分。

〔「一問一答になるようにして」と呼ぶ者あり〕

はい。

だけど、それもあるからもう言うてるんです。だから、言うても答えが具体的に返ってくるんやったら言いようがあるんやけども、多分返ってこないです、と思います、今そこまで話進んでないから。だから、検討してほしいことを僕は言うんです。

ほいで、先ほども言ったように、この間のショートステイの件、ごめんなさいね、コミュニティーバスの件ですが、ある議員からも全域で考えてくれへんかということが出てきましたけども、その点についてあれから相談されたんですか、してないですか。

○議長（中岩和子君） 10番、済いませんけど、通告に従って質疑のほうをお願いします。

○10番（津本・光君） 通告の中にはそれも、書いてなかったかな、済んません、ごめんなさい。書いたつもりやったんで、済んません。

だから、そういう意味では次に、前のときもそういうコミュニティーバスの問題出てきましたけども、もう最後にこれ言うてきょうはちょっと早目に終わります。当初の予定で、先ほどの町長の話でちょっと少し時間が短縮できましたんで、今回はちょっと早目に終わりますが。

だから、コミュニティーバスの問題も外来患者をしっかり受け入れるということで、患者をしっかり診ていくということで早急に浦神と下里間だけじゃなくて、そういう病院をきちんと運営、維持させていくという意味からもできるだけたくさんの町民が安心して通える病院経営を目指していかないかんと思いますんで、そういう点では全域に、ここの区間だけじゃなくてやっぱり全域に早く展開することをできるだけもう早急に対応していただいて、できたら一番いいのは4月の開院に間に合うということも非常に大事だと思いますんで、ぜひそこらを検討していただいて、新しい病院がいろんな意味で町政の町民にとっての本当の福祉に生きていけるようにぜひ考えていただきたいなど。特にそういう県との財政的な支援に基づいてはぜひ強く声を上げて、要望の声を上げていつていただきたいなというふうに思いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうも済んません、ありがとうございました。

○議長（中岩和子君） 10番津本議員の一般質問を終結します。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時54分 休憩

11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

次に、5番石橋議員の一般質問を許可します。

5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） じゃあ、よろしいですか。

○議長（中岩和子君） どうぞ、どうぞ。

○5番（石橋徹央君） じゃあ、私からの一般質問を観光振興の関係から始めさせていただきます。

本町に限らず観光資源を保有する自治体はどこも観光を基幹産業として官民一体となり推進しております。その中でも似たような観光資源、交通条件であるにもかかわらず地元業者の観光収入が伸びている地域とそうでない地域が存在するんですね。なぜ大きな差が出るのか、地元産業が売り上げを伸ばしている地域には共通点がありました。それは何だと思えますか。

○議長（中岩和子君） 難しいですか。観光産業課長かな。

〔5番石橋徹央君「もうなかったら」と呼ぶ〕

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 観光の衰退っていうことからちょっと話させていただきたいと思います。

昭和40年代、那智勝浦町もいろいろ新婚旅行とか、白浜もそうでしたけれども、ある面でいろいろなことの地域の資源……。

○議長（中岩和子君） 町長、共通点というところで、その点をね……。

〔町長寺本眞一君「共通点」と呼ぶ〕

もうけている地方。

〔5番石橋徹央君「結構ですよ」と呼ぶ〕

○町長（寺本眞一君） その点については、私も調べておりませんが、ただ一事例として湯布院の件でちょっと申し上げたいと思います。

湯布院はどうやったかという、衰退していきやる観光産業の中で若い人たちが立ち上がったということは、宿泊は宿泊、食べるものは食べるもの、それはもう泊まったとこで外へ出ていったときにそのホテルの部屋番とかということでリンクして精算できるような形をしている。だから、宿泊は宿泊の利点の中でサービスをやっていくと、食事は食事、土産物は土産物というような形で工夫をされてきたということは、自由にその観光もでき、宿泊もハイレベルから通常のレベルまでの宿泊所に泊まって、あとは選択していくというようなことが自由にできたというのが一つのヒットした原因かなあと。そういうのを我々の町としてもできるのであればそういうことがあればいいかなと思うんですけども、なかなか1カ所に集まってあるホテル、旅館じゃないんで、そこへ入るとホテルの中で完結できるような形をとっておると、そういうことが町の衰退にもつながってますし、またいろいろな形でこの観光産業というのが斜陽化してる問題じゃないかなあと。

ヒットしているような観光地というのは、何らかの工夫をやってますし、努力しているのはテレビの報道の中でもよく見受けられます。そういうことが今後我々の町としてもそれをできるような指導とか協力っていうことは欠かせないもんなかなあとは思っております。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 今伸びている観光地をもっと自治体の特徴として観光地の経営をプロの組織に任せているんです。今御答弁の中に出てきた湯布院もそういう手法を取り入れて観光産業を伸ばしている地域なんです。観光地経営のビジネススキルを持ったプロの組織を頭脳にして、行政は行政にしかできないサポート役に徹する、また民間の関連団体についても同様の形をとる、そうした仕組みを構築できた自治体の観光産業は今急速に成長してます。こうした手法は、もともとは海外の観光地で活用されていたもので、日本国内においてもこの手法を取り入れて大きな成果を上げ始めた自治体も確認され始めました。こうした動きがあることは当局で把握はされておりましたでしょうか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

いわゆる観光のDMOというものではないのかなあと考えてございます。こちらにつきましては、27年12月ごろから登録が始まっておりまして、官公庁のほうで積極的にこういったプロの方を、専門家ですね、そういった職員を雇用してこういったDMOの形をとって、先ほど議員おっしゃいましたように、観光そのものを全てを考えていただくというような格好を進めているところっていうのは存じてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） まさに今御答弁の中にありました本町の経済振興に必要なことは、専門的な知識のもと経済振興を目的とする枠組みの構築だと考えます。ビジネススキルが必要なんです。観光産業にかかわる住民が多く、また観光産業の動向に依存する面の強い1次、2次産業にかかわる住民が多数を占める本町において、町内全域のプロモーションを担うプロの組織があるということは、長計の中にもありますように、活気ある産業で雇用が生まれるまちづくり、これに沿ったものですし、町内業者の所得の底上げに直結することですので、本町におきましても枠組みの構築は早急にやるべきと私は考えますが、当局の御見解はいかがでしょうか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

枠組みということでございますけども、こちら実施していく中でいろんな問題点もございます。問題点といたしましては、この専門家、人ですね、まず人をどうやって招聘するのかという、招聘または育てていくということですね、そちらをどうやってやっていくのか、そしてまた広域でやっていくのか、単独でやっていくのかなどいろんな問題抱えておりますので、そういった一つ一つ考えていかないと、これほらくっておきますと、とんでもなく遅いことになってしまいますと先進地にどんどん追い越されてしまいますので、当然私どもで考えていかなければならないことだとは考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。



○5番（石橋徹央君）　そこまでわかっていながら経済振興の専門性に欠けた現在の姿は医者がないのに病院経営をしようとしているのと同じです。医者は招聘するのに旅行業務取扱管理者の有資格者等の募集はしてませんね。ですね。町内業者の経済的豊かさにつながっていない今の形を今の形のまま進めている理由は何ですか。これは町長に御答弁願いたいと思います。

○議長（中岩和子君）　もう一度、ちょっと今の……。

○5番（石橋徹央君）　町内業者の経済的豊かさにつながっていない今の形を今の形のまま進めている理由は何ですか。

○議長（中岩和子君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　進めているっていうわけではございません。私も町を歩くと、店にこれ1日に何人お客さんが来てっていうようなことはいつも考えております。先ほど言いましたような、DMOみたいな形っていうのも一つの方法かと思うんですけども、その体制づくりっていうのは担当課ともまた今後議論するところでございますけれども、今の中では別にそれを手をこまねいてやってるわけでも何でもありませんけれども、その策がないっていうことは、先ほど言いましたDMOの関係、いろいろなまた情報発信できる何とかという、インフルエンサーみたいな形ででもいろいろなことはもとができればそれはできていくのかなあとと思います。ただ、そのもとをつくっていくためには今後我々としても真摯に取り組んでいかなければならないっていうことがあろうかと思えます。

○議長（中岩和子君）　5番石橋君。

○5番（石橋徹央君）　観光地を持つ自治体としてほかの地域に勝っていかないといけません。本町の体制は今のままでよいのか、もう今芯から見直しを考える時期に来てるのではないのかと思えます。

町内業者が気にしているのはもう自分の店の売り上げであって、行政が報告する入り込み客数ではないんですよ。自分の店の商売の繁盛が願いなんです。もうかったかどうかなんです。観光振興はもう経済振興でなくてはならないんですよ。行政にしても、地方税収額の低下防止の観点でも町内の経済振興を支えるというのは地方行政の大きな役割だと考えます。もうプロを招聘してそのサポートをするというのも行政のかかわり方の一つだと思いますので、今後とも観光振興を御尽力いただきたいと思えます。最後に、当局の御見解をお願いします。

○議長（中岩和子君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　議員おっしゃるように、我々のできる範囲、または業者がする範囲っていうことが重要になろうかと思うんです。そういうところをどういう形でこれから進めるかという事は議論して、その方向性を見きわめていくということが我々としてもやるべき道やなあと。

ただ、ある方にちょっとそういうことが、業者の方が観光を活発化できるように何とかしてよって言うた、問いをしたらしいんです。そうすると、その専門家になるんでしょうね、それはあなたたちの努力も足りないんじゃないですかっていうことは言われたみたいな話を聞きました。そういうことも含めて、我々は業者とその行政という形で取り組んでいけるような状

況をつくっていく、我々からこれをやってください、あれをやってくださいというようなものじゃなくて、やっぱり関係業者がこうするためにはどうやったらいいだろうか、こうするためには何を行政としてはサポートしてくれるんだろうかというような、そういうコミュニケーションがなければならぬかなあとは、この数年ずっとそれは考えております。今後はそういう取り組みも進めてやれればと考えます。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） DMOを取り入れた地域で成功例が今大きなものは実例として日本国内に3カ所あります。そのうちの1カ所が田辺市ですんで、職員等の研修にもぜひ行ってもらって学んでいただきたいと思います。

じゃあ、次に移らせていただきます。

耕作放棄地の拡大防止の関係についてです。

農地は歴史的に集団で管理されてきました。それが農家の減少、地域住民の高齢化によって集団で管理するという仕組みが成り立たなくなってきました。地域も衰退をとめるために本当にさまざまな手を打っていますが、保全が追いつかなくなっているのが現状です。長計記載の農業基盤の整備というのは、この耕作放棄地増加防止の問題は含まれているのでしょうか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

議員おっしゃいますとおり、耕作放棄地問題というのは大変重要な問題でございます。長計の中の話はちょっと資料を持っていないので覚えておりませんが、基本的には高齢者が多くなってきて当然耕作できる方が少なくなってきて、そうしてまた高齢者と放置された土地だけが残ってくるというような現状は常々聞いてはございます。

それを当然解決する方策といたしまして、議員さんも御存じだと思いますけども、県農業公社が実施しております農地中間管理事業等もございまして、こちらのほうは本町で3件ほどの実績はございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） その衰退のスピードが本当に早いです。保全を望む農地の所有者さん大勢おられます。皆様また地域としてももう大きな課題となっているんですね。そこでトラクターをお持ちの方で農地の保全の受託作業をされている方も少なからずおります。その形を行政で支援できないものでしょうか。保全作業の委託希望者と受託者、そのマッチングを行政で担う窓口の設置など、そういった仕組みがあればたくさんの方が楽になるのではと思うんですけども、これについてお答えをお願いします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

状況によっては観光産業課あるいは農業委員会のほうでそういった窓口をつくることは可能

だとは思いますが、何分行政の力だけではなくて、地域の方の御協力あってのことだと思います。そちらのほうは調査させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） その窓口設置の私からの提案の一例なんですけど補足して、例えば行政の開設した窓口を介して保全をしてくださった所有者の方に対して作業賃を一部補助する仕組みの整備等ができれば、そこに地域の経済の循環も発生します。私の試算では、理論数値ですが、年間180万円あれば延べ面積で60ヘクタールの保全が可能です。これは10アール当たり町負担3,000円として試算してます。新規就農者の受け入れ、育成、農村の景観維持によるジオパーク推進活動やそれに伴うまさにこれからという太田地区の太田の郷の後押し、空き家対策、農村の空き家対策はもう農地をセットで考えないといけない、そういう現状がありますので、耕作放棄地が鹿など獣害の温床にもなっております。これらを総合的に鑑みると、農地の保全は農村の振興を考えたときに優先順位の高いものだと私は考えます。農村振興は課題は多いのですが、まず農地の保全、もうここの支援を強化することによってほかの課題も解決の施策が見えてくるようになるのではと思います。私の申し上げた窓口の設置の案はあくまで一例です。当局では農村振興に対し具体案等は何かお持ちでしょうか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

農村振興ということで今現在いろんな事業をさせていただいておりますが、殊この耕作放棄地対策につきましては、具体的にないところではございます。こういった耕作放棄地を農地から荒野に変えない、農地のままで維持するということは非常に大事だと思っておりますので、今後ちょっと考えさせていただきまして、また窓口を設置して町のほうから補助を出してということでございますけども、こちらのほうは現況の補助事業ですとちょっと考えにくいところがございまして、通常の補助ですと個人の方に補助するというのはちょっとしにくいところがございまして、そういったことも含めて、今後国、県の予算を探しながらこういった方策も考えていきたいと考えてございますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 衰退のスピードは本当に速いんです。農地の荒廃に比例して全体的に悪循環を起こしていきますんで、もう先送りにできない課題なんです。もう長計に載せてる以上、もうそろそろ成果の見える施策を能動的に取り組んでいただきたいと思います。

じゃあ、次の地域おこし協力隊の関係について質問させていただきます。

自治体として地域おこし協力隊の制度と今後どのようにかかわっていく考えであるか。

本町は、この総務省の事業に手を挙げ地域の活性化に前向きに取り組まれている自治体の一つだと思います。隊員の方々におかれましても、非常に前向きでよい人材が入ってきてくださったと感じますし、地域住民も協力隊に対して大きな期待を寄せているようです。そして、担当職員の方におかれましても、地域の方々より大変高い評価をいただいているようです。そう

したよい形ができつつある現状がより成長できますようこれからも継続して御尽力をいただきたいのですが、当局として今後のことをどうお考えかお答えいただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 地域おこし協力隊についての質問かと思えます。

現在本町では地域おこし協力隊、総務課の関係で2名、それから観光産業課の関係で2名雇用させていただいております。それも色川地区で総務課の関係は1名、それから太田で1名、観光産業課のほうでは鳥獣害等の活動で2名ございます。もう少し募集もかけておりますけれどもなかなか応募がないという状況ですけれども、先ほど議員さんおっしゃられましたとおり、地域ではなくてはならない存在になってきております。今後も募集なり十分広報しながら募集していきたいと思えます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） ありがとうございます。特に獣害対策の部門におかれましては、農家の皆様は大変な期待を寄せております。行政としてはこの部署を今後どう展開を図っていくのか、方針等がもしあればお聞かせいただきたいのと、現在2名の獣害対策に当たっておられます協力隊員に期待すること等があればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

獣害対策の地域おこし協力隊でございます。

今後の方策といたしましては、先ほど総務課長も御答弁させていただきましたけれども、まず人員、もう少し多く入れたいと思っております。そして、地域の方と協力しながら十分地域の状況を踏まえていただいて地域の中に根づいていただきたいなと思っております。

そしてまた、こういった地域おこし協力隊の期限が切れたらその地域に住んでいただいて、そしてまた新たな地域おこし協力隊が来ていただいてといういい循環を目指していきたいなあと考えてございます。そういった意味でも、今来ていただいている2名に関しましては十分今のところやっていたいただいていると思えますので、ありがたいと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 平成28年度からは協力隊の研修費等に要する経費については普通交付税による財政措置も行われていると思えます。今御答弁の中でおっしゃっていただいた受け入れ地域と十分協議した中で協力隊員のスキルアップや活動範囲を広げるための活動費等予算の検討も考えていただけたらと思えますが、そのあたりのこともお聞かせいただきたいと思えます。これは総務課長にお願いしたいと思えます。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 議員おっしゃられたとおり、地域おこし協力隊の報酬並びに活動に関しましては、特別交付税のほうで措置されてございます。基本的には人件費のほうで

200万円、それから活動費のほうで200万円ほど措置されてございます。特別交付税で措置されているということもございまして、活動費等については十分今後その研修なり等ございましたら措置できるような体制で取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

[5番石橋徹央君「ないですか」と呼ぶ]

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 観光産業課のほうから鳥獣害の関係の協力隊の関係でございまして、本年度は研修のほうに私どもの町費を使って旅費を出させていただいて行っていただいております。こういった研修でスキルアップするというのは大変有意義なことだと思っておりますけれども、このスキルアップについてこういった研修が十分期待できるものなのかというのを十分把握させていただいて、よいものであればどんどん行かせていただきたいし、予算のほうなくなれば、なくなればといいますか、本年度の当初はこういったもの予定しておりませんので、この研修のための予算は当初のほうは措置しておりません。急遽で予算のほうを使わせていただいておりますけれども、この研修等でスキルアップが十分できるのであれば追加の補正でも考えていきたいなあとは考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 現在色川地区の獣害対策に従事されている方は、今年度、また先日の金、土、日曜日でしょうか、協力隊を対象にした研修に山梨県に出ていかれているようです。今後その実績を追跡してもしよいものでありましたらまた町としてもその部分御尽力をお願いできましたらと思います。

これからまた新規の協力隊の方も本町に見えると思っております。その中で生活環境の整備、住居等ですね、また任期満了後の定着の推進のための十分な話し合いを含めた支援も継続して行っていただけたらと、このように思います。

本年度の頭にこのたびは大きな人事異動がございました。当局の皆様におかれましては、本町の発展のために今後とも御尽力をいただきましたらと思います。

では、以上をもちまして私の一般質問を閉じさせていただきます。以上です。

○議長（中岩和子君） 石橋議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時39分 休憩

13時28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

次に、9番亀井議員の一般質問を許可します。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 本日私の質問につきましては、質問の要旨に従いまして順次質問させていただきます。

まず初めに、質問に入ります前に、御答弁される番外席の方に1つだけお願いします。金額等の数字を教えていただく場合、済いませんが、ごゆっくりと筆記できるようにゆっくりと御答弁願いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、質問に入らせていただきます。

平成23年9月、台風12号による大規模災害から6年を迎えようとしています。この間那智谷河川、太田川の災害復旧は完成に至ろうとしておりますが、いまだ毎年台風シーズンや豪雨時においては避難を強いられているのが現状であります。今は南海トラフによる地震、津波のおそれが増し、各地区の自主防災組織の方々頑張っておられることに敬意を表しますとともに、今回私は水に対する危険性と必要性について質問させていただきます。

昨年防災センターができ、山腹崩壊や土石流等の体験コーナーもあり、災害の恐ろしさが認知されてきましたが、本町においては町土183平方キロメートルの中の約88%が森林であり、森林整備が急務であると考えます。平成13年作成の那智勝浦町水源涵養林整備計画や平成26年度作成の那智勝浦町森林整備計画、さらには第9次長期総合計画等を踏まえ、行政が今やらなければならない農林業施策への取り組みについてお聞きします。

初めに、1次産業において高齢化が進む中、農林水産業の就業者数をお聞きします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

1次産業の就業者数でございます。農業、林業、水産業合わせた1次産業の就業者数は、これ統計でございますけれども、昭和55年から平成22年までの30年間で約4分の1に減少しているのが現状でございます。就業者人口においても全体の約6%となっております。22年の統計で申しわけございませんが、農業の従事者数は225人、林業は60人、水産業は173人、合計458名となっております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今言われたように、特に減少しているのが現状だと思います。特に林業の就業者は高齢化が進むとともに減少し、また切り出し作業に必要な野猿を張る人がいなくなっております。しかしながら、現状ではUターン者による個人林業家も頑張っておられます。

以前の林業白書によりますと、戦後荒れた荒野に緑のじゅうたんと言われ、全国一斉に人工林が急増しましたが、当時は住宅需要もあり林業は盛んな産業でありました。現在は人口減や高齢化、またハウスメーカーにより在来工法が激減し、木材の需要が少なくなっております。

森林整備計画でも、標準伐期齢は35年から40年ですが、現状は50年から70年になる木があると聞きます。山林所有者は、皆伐はできず間伐出荷が現状と思いますが、町内の整備状況を森林組合の事業だけでも結構ですので、教えてください。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

林業についてでございますけれども、町内で施業をしている者といたしましては、不用木の除去に対する補助金、森林環境保全整備事業あるいは除間伐に対する補助金、紀の国森林環境保全整備事業、そしてまた作業道の整備する事業、低コスト林業基盤整備サポート事業などの整備を行っているところでございます。そしてまた、需要拡大といたしまして、紀州材の需要拡大事業補助金として山の恵み活用事業補助金などを行っているところでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今御説明のとおり、間伐事業等々を行っておると思いますが、これらを踏まえて私今回那智勝浦町豊かな水資源保全基金設置条例についてお聞きします。

総務課長、濟いませんが、第1条の目的と第2条の積み立てについてちょっと読み上げていただけないか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 豊かな水資源保全基金設置条例に関するこの質問と思われ  
ます。

第1条に目的として、水源涵養林の保全、育成等に必要な財源を確保し、貴重な水資源を将来にわたり豊富かつ安全に供給することを目的として那智勝浦町豊かな水資源保全基金を設置するとなっております。

第2条に積み立てとして、基金は当該年度の予算で定める額及び前条の目的のための寄附金等を積み立てるものとするとなっております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） ありがとうございます。

この第1条にあります目的の中の水源涵養林、また保水能力とはどういうものかお聞きします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

水源涵養機能には、渇水緩和機能、洪水低減機能、水質保全機能の3つがございまして、森林の地面に積もった落ち葉などによる腐葉土が雨水を地中に浸透させて保水機能を持つことにより河川の急激な増水や渇水を防ぎまして、そしてまた地中を通ることによりまして浄化され、水質保全しているものだと考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今産業課長の御答弁のように、森林のまず土壌が降水を貯留し河川へ流れ込む水の量を標準化して洪水を緩和するということもあります。また、川の流量を安定させ

る機能を持ち、雨水や土壌を通過することによってとあり、またこれが森林が水資源を蓄え、育み、守っている働きであるというふうに解釈しております。

また、山林だけに限らず農地においても天然のダムとありますが、この意味はどういうことですか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

農地につきましては、森林のほうから出ました水がそのまま流れるのではなく、一旦水田にためられまして、そうしてまたそこから川へ流れるというような、一旦水の流れをせきとめることをダムのような働きを持つというふうに解釈してございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 私の調べたところでは、雨が降ったときに一時的に水田に雨水を蓄えることによって急激な川の流量を防ぐというふうな形があります。これはやはり水田等には入水口と出口、取水がありますが、特にこういったことに関して細かくお願いするならば、耕作の方には大雨予報とか、そういったときには水田の取水のほうの堰を、今水田の稲作のときは水を入れたり抜いたりするんですけど、高くせいておればあぜ道までの高さ約30センチぐらいは蓄えられると思います。そういった形で大雨が来ても、まず川へ流れる、急激な川へ流れることに対して一時的に防げる機能が出てくると思います。

それでは、この第2条の現在の積立額を教えてください。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊さん。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 豊かな水資源保全基金の平成28年度末の現在高でございます。8,446万9,000円でございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井さん。

○9番（亀井二三男君） その内訳としまして、この約8,450万円のうち町費の額と、また寄附金の額を、寄附金の額につきましては町内外に分けて金額、件数がわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 積立金の財源の内訳でございます。

一般会計としまして5,900万円、それから水道事業会計としまして2,900万円、利息としまして135万1,000円、それから寄附金として81万円、これは町内の方3件でございます。若干現在高と今の財源との差でございますけれども、以前水源流域調査等、またパンフレットの作成等で569万2,000円ほどを取り崩してございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） この豊かな水の基金条例の中にはふるさと納税は入っておりませんね。



はい。この条例は平成11年から施行であります。現在の林業施策におきましては管理制御は難しい中、森林組合が行っております。先ほど産業課長が答弁いただいた森林環境保全整備事業、これは国の補助金もいただいておりますが、この事業費で平成28年度では事業費1,710万円、利用間伐が36ヘクタール、材積が1,400立米と事業量は決して多いとは思いません。山林所有者に対しこの基金を取り崩してでも切り捨て間伐なり皆伐を支援し、その後天然林に戻すような働きはできないか、考えていないか、お聞きします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えいたします。

今経済林の場合は、よそで行われている間伐による下木の育成、雑木の経済林の間に生えてくるような、そういうことのところで山林の保全っていうんか、水質保全っていう、保全っていうんか、そういうようなことをやっておろうかと思えます。そういうところのいろいろな提案とかそういうことがあれば我々としてもそれが適切にその基金を切り崩して充当できるという判断に立てばそういうことも含めて今後検討はできるかと思えます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） この那智勝浦町の森林整備計画というものです。山林所有者の約80%ほどが5ヘクタール未満の山林所有者ばかりだと思います。そういった中で、この小さな小規模の山林所有者がこういった間伐施業をしようと思ったら非常に大きな費用が要してくるというような形もあります。また、先ほどの国の事業におきましても材積が1,400立米ということで、昔はこの間伐して市場へ出したら労力を差し引いて出荷したならばマイナス5,000円ぐらいになるという、私森林組合で聞いたことがあります。今現在聞きますと、約1万円ほどの利益が山主に行くのではないかというようなことであります。今町長おっしゃったように、そういった声が上がって、また保水能力を高めるような機運が高まってきて少しでも水の被災軽減と、またシイの木など実のなる木にかえることによって、これは別の鳥獣害への被害軽減にもつながると考えますが、いかがですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 確かに経済林になってドングリとかシイの実とかカシの実がなくなったことによって森から里へと鳥獣が入ってくるということが近年言われております。そういう中で、一番理想的な森林の保全していくためには、よく言われてますが、3分の1以上の山の上を雑木に植えかえて、それが上で水を蓄えて、その下に経済林的なものをしていくというのが現状では理想と言われておりますけれども、なかなか所有者の方の、今議員もおっしゃられたように、山林の売買やっている、木材の売買やっている方が見積もりに来るとなかなか自分とこの利益っていうのがもらいにくいっていうんか、業者もその山から野猿で出してくる場合にその単価が合わないっていうことで敬遠されておるところでございます。

そういう中では、我々としてはできる限りそういう補助的にやれるものはやっていければと思います。基金を積んでる以上は活用するというのが前提で積んでおりますので、今後はそういうところを基金を使う場合には協議会または審議会みたいな形で議論をされて、そこでその

お金の執行が正しいかどうかというのも含めて審査しながら、そういうことをどこに委託するかというのはやっぱり森林組合とか、そういう林業者の中で自発的に出てくるのが私としては望ましいんじゃないかなあとは思っております。そういう場合には、特にこの基金の活用ということから進めればと思います。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） ぜひとも山間部の森林施業の支援とともに、この基金を取り崩してでも目的であります水源涵養林の保全、育成に努め、水害被害の軽減と安全に水が供給されますよう、この点についてはお願いいたします。

次に、那智の滝源流水資源保全事業基金設置条例についてお聞きします。

先ほどもお願いしましたように、第1条の目的と第2条の積み立てについて、総務課長お願いします。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 那智の滝源流水資源保全事業基金設置条例に関するご質問だと思います。

第1条に目的として、名瀑那智の滝の水資源と美しい自然景観を将来にわたり保全することを目的として那智の滝源流水資源保全事業基金を設置すると定められております。

第2条に積み立てとして、基金は当該年度の予算で定める額及び前条の目的のための寄附金を積み立てるものとする旨が定められてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） この第2条の現在の積立額をお教え願います。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 平成28年度末現在高でございます。2億2,552万6,000円でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 先ほどと同じように、その内訳としまして町費での額、また寄附金の額と件数を町内外に分けてお聞きします。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 積立金の財源内訳でございます。

もともと那智の滝源流水資源事業基金の最初はふるさと創生資金の1億円から始まっているということで、ふるさと創生資金で1億円でございます。それから、一般会計で4,050万円、これも水道事業会計で750万円、利息が376万2,000円、それから大社と青岸渡寺からの寄附金が500万円、それから寄附金として6,847万8,000円、それから募金箱からの寄附として110万4,000円です。それから、残高との差額の81万8,000円は、パンフレット、それから募金箱等の作成で81万8,000円ほどを取り崩してございます。

それで、寄附金の内訳でございますけれども、平成28年の末です、全体でございます町内

の方が85件でございます。これが116万5,000円。それから、町外の方が3,870件、6,731万3,000円でございます。それから、ふるさと納税を除くとなりますと、町内の方が同じく85件の116万5,000円、それから町外の方が228件の1,642万5,000円となります。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今総務課長御説明のとおり、平成13年度にこの基金条例ができて、1988年、9年にありますふるさと創生の1億円を原資としてこれが始まったと記憶しております。先ほども言われましたように、平成13年度にはそれとともに熊野那智大社様、それから青岸渡寺様から250万円ずつの500万円をいただいておりますというようなことから始まっておるといいます。その後、平成15年から水道事業会計、また一般会計の中でこれを繰り入れて町の積み立ても行っております。

今聞きましたように、名瀑那智の滝の水資源と美しい自然環境を将来にわたり保全することを目的としておりますが、この4月5日付の新聞報道で那智の滝源流域環境保全の会が大きく見出しの中では那智山の神域、神の域ですね、神域をよみがえらせようと調査研究を進めているということを私は知りました。この思いは那智の滝源流基金条例の目的と同じだと私は思いますが、ただこの記事の表現の問題として神域をよみがえらせる、また大社宮司は御神体の滝を永遠に守っていきたいと、お寺の副住職は滝は信仰の中心と熱い思いをコメントされております。また、昨年この会は6月22日に発足し、正会員として熊野那智大社、那智山青岸渡寺、那智勝浦町、那智山区、岡崎会長方となっておりますが、町長、こういった会に自治体が正会員となることには問題がないのでしょうか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 公式なあれではなく任意団体の中で、我々としても神域とか御神体とか信仰とかって部分が政教分離というところで、議員もひっかかる場所がおっしゃると思うんですけども、我々としてはあくまでもこういう調査研究するっていうもとの中で我々としても参加しなければどういう方向で調査を行い、また森林保全していくかということの実態を参加することによって我々も把握し、それを参考にできるものはやっつけられるという立場でやっております。特に私自身は信仰とかそういうのじゃなくて、那智山の滝の上の水源の環境を守るための一手段としてはこういう立ち上がってくれた団体が我々としてもそれを活用できればと考えておるだけでございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今町長言われましたように、この会の趣旨は私も理解した上でこういった行政との兼ね合い等々が心配される中で、今お聞かせ願いました。憲法20条にうたわれておる中をもう一度精査していただきたいと思っております。

また、私もこの会の趣旨を理解した上で行政としてこの会と今の会とですよ、ともに那智の滝源流水資源の事業基金条例、これを行政としてこの会とともに、この目的達成のために日本3大名瀑であります、世界遺産でもまたあります那智の滝を保全するため、水源涵養機能と保

水能力を高めていく行動をとるのが道理と思いますが、いかがですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然そのとおりでございます。当初13年のときにこの基金創設したときには、何とかあの流域を町有林にできないかというようなことから始まって、ただなかなかその資金の中では購入するのは難しいと。金額的にもなかなかそれは資金としてできないということから、できる範囲っていうのはどういうことがあるかということで、国有林、また明治神宮、また個人所有の林業の会社にそういうことも会うたびに話しながらおります。ただ、そういう中では一番この研究、源流域環境保全の会の会長さんがそういうところに常に接触していただいているいろいろな情報交換をしながら今後の方針等いろいろなことを協議しておられるということで、我々としてもその話を聞きながらそれにどういうふうにして参加できるか、この基金を使うに当たっては、先ほども言いましたように、適正にそれをできるのであればそういうところに繰り入れてやればということもあります。また、それが不適當っていうようなことについては、なかなかできないということでもあります。そういうためにも、やはり基金の利用するというんですか、その基金を取り崩していくための審査する機関っていうのが第三者機関なりをつくって適当かどうかという判断はそういうところに委ねて、誰彼なしにこういう大きなことをやっていただければというんか、小さなことでもそれが水源域に対して環境を守っていけるのであれば、この基金の活用というのは利用すべきことかと思えます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今町長が申されました答弁の中で、明治神宮なり松本林業との話もあったというような趣旨のことを言われておりますが、先ほど町長言われましたように、現状は山頂までが人工林で占めておるのが現状です。これは、これも先ほど町長言われましたように、林業白書では山頂付近は天然林にしたほうが保水能力が高まるというふうにあります。

平成13年の当時の町長が、明治神宮と松本林業に基金条例のこの趣旨をもって保全についてまた協力をお願いに上がっております。また、世界遺産登録時に登録記念行事にあの三重の塔ですか、あそこの前で護摩木をたいた記念行事があります。そこに松本林業の会長御夫妻も参加されておりました。担当課がこの会長夫妻に今後とも世界遺産にも登録された中でこれを契機にさらなる保全を御協力を求めています。昨年その会長であります松本彰一郎会長がお亡くなりになったと聞いております。

町長は、ちょっとお聞きしますが、平成23年の大災害以降、滝上流にあります山林所有者である明治神宮、松本林業に対してこういった状況を踏まえ、山林の保水能力、水源涵養を高めるためにもということで御協力についてこの2社の山林所有者に対して働きかけをしたことはございますか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 明治神宮には一度行っております。そのときに権宮司さんが、名前忘れちゃったけども、その辺の担当者と技官の方があと会って、そのときに一番詳しいこの会の代表の岡崎さんも同行していただいてその辺の説明をしていただきました。できる限り明治神宮も

協力しますというような旨の回答だったと思うんです。林野庁の関係については、その協議会みたいなのが田辺で年1回総会ありますので、そのときにはそういうことも含めて言うております。

あと、松本林業さんのほうは、災害後会長さん亡くなった後に新しい息子さんがうちへ表敬訪問していただいたり、ほいでいろいろなそのときには今の社長である息子さんは関西の卓球界の理事みたいなこともやられてまして、そういうことも含めて訪問していただいたときには合宿等の話もしまして、ほいでまたこの山の問題について、私もできたら3分の1以上は経済林を上で切っていただいて、そいでその後うちの基金でその雑木を植えて涵養するっていうことをできないだろうかということも打診したことがあります。その点については、向こうも会社所有のものなんで事情もあろうかと思うんでなかなかその回答というのは得られてませんけども、会ったときにはそういうようなお話もさせていただいております。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） そういった動きをぜひとも今後やっていただきたい中で、松本林業につきましては以前からこの基金ができた当初から、今先ほど町長が言われましたように、買い戻せないかというような動きを森林組合長、当時の組合長も動いていただいたり、替え地ではどうか、いろいろなことを動きをしたと思います。しかし、松本林業の会長に町長がお話し行ったときには、やはり松本の会長は会長なりにこの那智の滝、この日本3名瀑の那智の滝の上流に自分の山があるんだということについては誇りに思っておったと、だから会長室に那智の滝の上流の我が山林ということで額までつけておったと、そういった形で非常に誇りに思っ手放すことはちゅうちょされた中で今後ともこういう保水能力を高めるような事業については協力していくというような方でありました。

それで、ことしは熊野那智大社創建1700年の記念の年でもありますし、また来年は青岸渡寺三十三所草創1300年の年でもあります。さらに、男成宮司は明治神宮より来られた方でもあり、また松本林業さんについては、先ほど言われましたように、会長が新しい会長になられております。ゆえに、今こそ山林、この2つの山林所有者に働きかけ、この機運を高めるためにも絶妙の時期と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 確かに身近な関係になってきたかと思えます。その辺は踏まえながら男成宮司さんにもお願いすることはお願いし、またこの那智の滝の源流域環境保全の会のほうでもできる限り自然のままの復元をやっていこうということを目指しておりますので、今回何らかの形でその専門の会社があるみたいなんで、そこの技術者をちょっと招聘して、どのような形でやれるかという、まずはそういう基本的なことを調査して、それがまた実行可能かどうかということとはまた議会の委員会のほうにも報告させていただいて、それがもし可能であるんならばこの基金の流用も含めてまたお願いするようになるかと思うんですけれども、まずはどういう手順でやるかという、うちの担当の職員もこの間1日ばかり那智山源流の滝の源流のところを踏破して調査をしてまいりました。それは主には岡崎会長さんのもとにそういうところ

を案内していただいたということで、資料としても写真等は撮ってきておると思います。そういうことも含めて今度専門家の方にどのようなやり方ができるかということも研究して進めていければと考えております。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） そういったこの岡崎会長の会とともにやっていかれるのは非常にいいことだと思いますが、傍聴席にもおられると思いますけど、これ条例施行から15年が過ぎておりますわね。この基金には、先ほどお聞きしましたように、多くの方々から寄附金をいただいております。そのの方々に対してでも目的の達成のためにやはり一歩も二歩も前進して動かなければならないと思います。この寄附していただいた方が、この会へ町が行ってこの基金条例の那智の滝はどんなになるんやろうっていう話も私この前聞かせてもらいました。総括して、この寄附金をいただいた方々に対して、また県外から1,000万円近くの寄附金もいただいた方もございます。そういった方々に対してもこういった動きを当然やらなければならないと思いますが、総括して町長の御答弁求めます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） まさに議員おっしゃるように、もう時間の経過もでございます。基金も2億円という、2億円余りの基金が留保されてまいりました。そういう意味では、何かアクションを起こしてやらなければならないということで、タイムリーにはこの環境保全の会の発足があり、そういうところも共同しながら行動に移せばとは思っております。今後もそういうところを検討して進めれるよう、我々も頑張っていきたいと思っております。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今までのやりとりの中で、町長も前向きな方向性が得られたと私は感じます。この点について、教育長にお聞きします。

この2つの基金条例を踏まえた中で、本町には熊野古道と大辺路街道が世界遺産となっておりますが、左右100メートルですね、バッファゾーンと言うんですか、これに対しての保全をしながら、また熊野古道であれば山頂付近にありますんで、やはり天然に自然林にかえるということが重要かと思いますが、そういった点は可能なんですか、どうなんですか。

○議長（中岩和子君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） お答えいたします。

世界遺産の指定地域、そしてバッファゾーンの関係でございます。

世界遺産の指定地域につきましては、まずさまざまな法令で保全がされているところです。そして、バッファゾーンにつきましては、那智勝浦町景観条例によって保全されているところでございます。そして、この地域、山林につきましては、森林法に定める森林経営計画の認定を受けた範囲の中で間伐でありますとか、伐採というのが許可されます。そうした中で、現在本町では、昨年もそうですが、県の補助を受けまして古道の周辺、バッファゾーンの管理を含めました管理を行っているところでございます。これに基金をというお話でございます。また、基金担当の総務課等とも、そしてまた山林の関係の観光産業課と、そして県のほう、文

化遺産課並びに世界遺産センターとも協議しながら進めさせていただけたらなと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） そういった中で、先日、先週ですか、9日の日に報道で知りましたが、田辺市がこのほど熊野古道のバッファゾーン100メートルを公有化に乗り出すと、そのような記事があります。これも非常に大きな、これ四十何キロか、数十キロの道を左右100メートルを公有化に乗り出すというような記事がございます。

こういった構想は非常に大きなもので到底すぐにはできないというのは、私もそこまでは無理だと思いますが、現状では時には強風によりまして根の浅い杉、ヒノキの倒木があり、その伐開、清掃に悩まされておるといふように私は感じております。本町におきましては、基金条例の目的を踏まえた中でぜひともこの保全に努められたいと思います。そういった関係で、最後にもう一度お願いします。

○議長（中岩和子君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 今議員申されましたように、田辺市のほうでは65.5キロメートルの両側50メートル、50メートルの100メートルのバッファゾーンを購入というようなふうに新聞でも伺っております。そうした中ですが、まず私どものほう取り組めるものといまして、既存の予算等も使わせていただきまして、古道のパトロール、そして軽微な保全、管理、そして大きくなりますとまたこれ国の補助金等も交えながら管理を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 最後に、ぜひともこの森林整備に対する支援をしていただきまして水源涵養機能、また保水能力を高めまして、水による被災、災害の軽減に少しでも機能でき、また保水能力を高めることによって那智の滝の水量が維持できますよう、またさらには山林土壌からしみ出るきれいな水が流れることによりましておいしい水がいただけるように努力していただきたいと思います。

これにて質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中岩和子君） 9番亀井議員の一般質問を終結します。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時19分 休憩

14時33分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

次に、7番曾根議員の一般質問を許可します。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） それでは、新しい勝浦漁港にぎわい広場の運営方針についてという題で質問させていただきます。

このにぎわい広場については、非常に本町の観光に大いに資するものと期待を込める意味で若干今回新たに工事がされるということにつきまして、ちょっと注文もつけさせていただきたいという意味で質問させていただきます。

この5月の先月の大型連休、たしか5月7日で一旦営業休止ということで、平成30年4月ぐらいからまた再開と聞いてますが、確認の意味で今回のこの勝浦漁港にぎわい拠点施設整備事業、事業費の約1億2,300万円のこの財源内訳と、あと今後の工事のスケジュール等を説明お願いします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

総事業費は1億2,308万4,000円でございますが、財源内訳といたしましては、地方創生の補助金をいただく予定でございます。補助金につきましては、1億2,000万円の2分の1の6,000万円、そして残り6,000万円につきましては地方債のほうで措置をいたします。残りの308万4,000円につきましては、一般財源でございます。

そして、今後の工事日程ということでございますが、現在設計のほうが入札終わっております。設計のほうに移っている段階でございます。あとこれからその設計、解体も含めて設計を入札しておりますので、解体から始まりまして本工事の設計ができ次第、そちらの入札を行っていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 非常に有利な国のお金等を獲得できたということで喜ばしいことではないかなあと思っております。

それで質問、2つに分けて質問します。

まず最初に、先般、私は所属してませんが、経済の委員会のほうで設計の図面が報告されたということなんで、この施設についてちょっと質問、それで2番、後からその運営についてということで2つ分けて質問させていただきたいんですが、まずこの図面をちょっと入手して見させていただきました。大体面積101坪ということなんですが、この約1億2,000万円のうち解体等に使う費用を抜いて、この建設ですね、純粹にこの建設に当たる費用の金額をもとにするとこれ坪単価はどれぐらいになるんでしょうか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

建築関係の費用でございます。本体工事といたしまして、約坪単価57万円ほどの坪単価で予定しております。あと、それとプラス電気あるいは空調設備、衛生設備等を含めると90万円余りの単価になってこようかとは思っています。



以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 建物そのものでしたら、まあがらんどうと言ったら悪いんですけども、器という、箱という感じなんです。ただ、そういう後々のものも入れると100万円近くなくなってくるというんですけど、まあまあ若干高いのかなあという気もするんですが、どんな見積もりっていうんですかね、されて、こういう金額が出たのかという、参考までに、どういう見積もりしてこの金額になったか、お願いします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

基本的には平家建ての建物でございますけども、平家建てでございますので、大きく空間をとりたいというのがございまして、少し高目の建物にしたいなあとは考えてございます。

そしてまた、通常の建物ではなくて見ばえのよい、お客さんに来ていただいてすばらしいとこやと思われるようなものを目指してございまして、そういった意見を取り入れていただいて建設課のほうで見積もりをさせていただいております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 見ばええっていうのはやっぱりええんですけど、朝市なんで、どっちかというたら、素朴な雰囲気っていうんですかね、今までのでしたら行ってみたらわかるんですけども、もう本当にマグロを木箱に、木箱を2段重ねてテーブルにしたりとか、椅子も木箱使ったりとか、ああいう素朴な雰囲気もかえて朝市の魅力なんで、かなり金額が大きいんで、立派な施設になってしまうのはそれでいいかもしれんけど、素朴さというのも大事にして、木材を使うとか、何か見ばのよさではやっぱり紀州らしさっていう、そういうよさは出したってほしいと思いますね。

それと、この平面図なんですけども、ぱっと見、見せていただいて、これはまだ実際に出店する方、今まで組合に入って出店されてる方とか、そういう方に仮に見せた場合、かなりまだ意見が出そうだなあという気がします。全く素人が、私なんかが見ても今までの利用状況から見ると非常に手狭っていうんですかね、どうなのかなあって思いがするんですけど、これはまだあくまでもたたき台で今後まだ改善の余地があるという、そういう図面として見てよろしいんでしょうか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

議員おっしゃいますとおり、この図面につきましてはあくまでもたたき台でございます。利用者の意見、それから実行委員会等の意見、皆さんの意見を7月までに集約させていただいて、また設計業者のほうにこれをまた新たにつくっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） わかりました。ひとまず安心しました。

自分の気がついたとこだけ、ちょっと2点ほど私もちょっとお聞きしたいとこが、ここは直したほうがいいんじゃないかなって思うとこなんですけど、この通路が2メートルっていう、この通路が狭くないかなというのと、この段差ですね、何かスロープっていうのが載ってるんですね。できたら、これ段差がないほうが利用しやすいと思うんですが、これ見るとどうしてこれ段差がつくのかなあと思うんですけども、これ段差はどうしてもついてくるんでしょうかね、この通路の狭いのとこの段差、これないほうがええと思うんですけど、その2点だけ、ちょっと細かいですけど、お聞きします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

通路はこの図面においてはかなり狭い図面になっておるんですけども、実を言いますと、現在この全体の幅ですね、この幅をもう少しあと3メートルほど広げたいということで、水産庁のほうへ目的内使用の申請をしている最中でございます。これが通ればもう少し余裕のある間取りになろうかと思えます。

それとまた、傾斜でございますけども、傾斜につきましてはこの海岸のほうからなだらかな傾斜になっておりまして、これが水が入ってきます。この水の入ってきますと店内へどうしても大雨のときに入ってきますので、ある程度の傾斜は必要かなあというふうに考えてこういうふうについております。

そしてまた、店内で掃除等水を使う際にも、外の側溝に流れるように今若干の傾斜はつけさせていただき予定ではございますが、議員おっしゃいますとおり、いろいろ障害者さん等のこともありますので、なるべく扱いやすい、通りやすいものを作りたいと考えてございますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） それと、今のその点はわかりました。やはり狭いということも認識されてるということだったんで、広げていただけるそうなんで、これも安心しました。

あと、この全体の印象なんですけども、せっかくこの1億2,000万円かけて整備することなんで、やっぱりうちは観光の町なんでもうとにかく特色を出してほしいですが、この中の配置を見ると何をメインでこの施設の売りにするのか、ちょっとわかりにくいというところがあります。要は、全体的に平均的に小ぢんまりとまとまってしまったのかなあ。町の施設なんで、町民みんなに公平に使っていただきたいという思いもあると思うんで、こういう販売コーナーなんかも設けてありますけど、今までやったらそういうものはなかったわけですよ。だけど、この販売コーナーがあり、個人の店もあり、イベントスペースでマグロの解体のスペースもありっていう、平均的に小ぢんまりとまとめたというけども、何か特徴が見えないんですよ。これでええのかなあと思うんです。

これはあくまでも私の考えなんですけど、今までのこのにぎわい広場の朝市、私も何回か行

ったんですけど、一番集客の目玉はやっぱりマグロの解体と、あと即売とか、その場ですしや潮汁で食べさせるとか、それが一番メインで、そこに皆さん集まってきてるんですよ。それがこの図面を見ると、一番奥に入れるのがおさまりがいいんでこういうふうになったのかも知れませんが、非常に一番メインのスペースが一番奥まったところであって、なおかつスペース的にも狭いような気がするんですね。だから、本来一番売りの部分を一番奥の一番狭いところ押し込めてしまってるけども、これで本当によろしいのかなって思うんですけど、その辺もって考えられなかったのかなあと、設計屋さん等にももうちょっと注文をつけられなかったのかと思いますよね。いかがでしょうかね。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

議員おっしゃいますとおり、これのにぎわいの一番の目的っていうのは勝浦のマグロをPRする、これが第1でございまして、そしてまあそのためにイベントスペースを設けてるわけでございます。このイベントスペースにつきまして、前回もこれ出させていただいたことがあるんですが、ガラス張りで見えるような格好でやりたいと考えてございますが、このスペースにつきましてはまだこれたたき台の段階でございまして、私もこれ最初見たときにちょっと狭いなというような感じでございます。これから出店者組合さんともいろいろ協議していく中で、恐らくもう少し広いものになるんじゃないのかなあとは考えてございます。

そしてまた、この陳列コーナーっていうところでございますが、左上に小さくレジって書かせていただいております。こちらについては、各店舗、1店舗に出店できない、言えば出店してしまうと赤字になってしまうような危惧されるような小さなお店の方に共同レジで出品をしていただけることはできないかということで少しこちらのほうへ設計屋さん言うて入れさせていただいております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） わかりました。まだまだこれ今後改良の余地があるということで、その辺も認識していただいているということでしたが、繰り返しになりますけども、これやっぱり1億2,000万円、町の自主財源は余り使わないということなんですけども、この大変な金額を入れて整備すると。町民の方にはなかなか皆さん大方の方はこれ観光のために役立つ施設って理解はしてくださってると思うんですけど、中には何で特定の朝市をしてる方のためにたくさんのお金を使うんだと、そういう意見も出てくるわけですね。特に自力で商売されてる商店街の同じような商売をされてる方なんかからそういう声が出てくるんですけども、そういう意見が出てきたときに、そうじゃないんだよと、この施設は当然この朝市のやってる方がもうける、それが第1だけど、そうじゃなくて、それだけじゃなくて、この那智勝浦町のこの生マグロのすばらしさを全国に発信する、それもただ食べさせるだけじゃなくて一頭づくりを目で見て、それでその場で食べさせるっていう、そういうことがきちっと保健所さんとかの許可も得てきちっとできるための施設だからそんだけお金をかけて整備するんだっていうのをやっぱり町民に訴

えたいんで、だからその部分を一番もうメインに広くとっていききたい。実際今までやってたのを見ると、半分ぐらいが多分マグロの解体やってそれ皆さんが遠巻きに見て、それで食べるっていうスペースで、大体あの半分ぐらいがそのスペースに今までなってた感じじゃないかなあと思うんですけど、そのことを考えてもそのイベントスペースが狭過ぎるというふうに思いますので、じっくり考えて後々弱ったなっていうふうにならないように、できたらこの店も皆同じ面積ですね、部屋割り。だけど、やはりお年寄りの女性がミカンを売ってるような、今も、今までありましたけど、そういう方やったら狭いスペースでもええんですけど、調理をする方だったらちょっとした調理器具なんかを置いたりするともうそれで狭くなってしまふんで、だからやっぱりそういうつい果物だとか、もう売るだけの人と調理する方と同じ面積のスペースっていうのは、だからその辺のスペースもある程度差をつけたほうがいいんじゃないかなあ。皆同じ面積割っているのがちょっと合点がいけないんですね。だから、部屋割りも何か壁を取り外しできるように、大部屋にもできるし区切れるとか、そんな工夫の余地もあるのではないかなあ。そうしたら、今後団体さんが入ったときなんかはイベントスペースをもっと広くとって団体も入れるとか、そういう工夫もできるのではないかと、私の考えですね、だからまたそんなことも考えて、また今後皆さんの、一番大事なのは利用される組合員さんだと思いますので、そういう方の意見を反映させるような、また設計に変えていただきたいと思います。

そして、このイベントスペースなんですけども、今は1社の方がマグロの解体だとか販売をやってますけど、今後このスペースは、仮に何社かの幾つかの魚を扱う業者さんがこの同じ場所をシェアできるのか、それかもう1つの業者さんに絞るとか、その辺はどんなにお考えですか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

イベントスペースのことをございますけども、この利用につきましてはそのイベントスペースを使いたいと業者が複数あれば、特段1つの業者に絞るあれではなくて、その複数の業者間で話し合っていて使っていただきたいと思っております。当然公共の施設でございますので、1社がずっと独占してやるっていうことは考えてございません。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 今後いろいろどういう方がここに加わるか調整も必要になってくるかと思えますけども、複数の業者さんが手を挙げられたらその辺調整をしていただいて、1つであれば1つですけど、やっぱりこういう公共で整備するところですので、どこの業者さんが入るにしてもとにかくお客さんに那智勝浦町の名前に恥じないようなとにかくええものをさばいてもらってっていうことを注文をつけていただきたいなあと思います。

設備については大体これぐらいにして、運営について今度質問したいと思います。従来の今までのにぎわい広場の営業実態、それが大体月どれぐらい営業して、集客状況、どれぐらい

集客できてたか、データあれば、なかったら構わんですけれど、それと今回この整備するに当たって国に大体計画目標みたいなのを上げたと思うんですけど、国にはどういうふうに上げたのかっていう、その辺のデータを知りたいんでお願いします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

現在従来の今までのにぎわい朝市の営業実態でございますけれども、毎週朝8時から11時まで、プラスアルファで正月等々でございますけれども、こちらで大体おおむねで申しわけないんですが、年間大体1万400名程度の来店をしていただいております。

そして、今度の新しい施設の計画でございますけれども、こちらにつきましては毎日営業することということで、集客目標は7万3,000人ほどの目標を一応立ててございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） わかりました。あくまでも国の補助金を取るためなんで、かなり大きな数字で出さないと取れるんを取れないんで、これ出したんだと思いますけれども、非常に今の実績からしたら大きな数字なんですね。多分こういう数字が出てると思いました。だから、この数字をもとにするとこれ毎日営業しないと、それで毎日どころか、今までやったら午前11時ですね、昼まででしたんですけど、これ昼も夜もやらないといけないぐらいになってしまうわけなんですけれども、この辺についてもやっぱり現実的に実際この運営ってということで組合員さんができるかどうかと、あとは仮にもしこれでやった場合、運営した場合に、やっぱり周辺の既存の飲食店や土産物屋さんとかかなり、いきなりこれパイがふえるわけじゃないと思うんで、この施設ができて、だからその辺で競合する可能性あるんで、その辺十分考えてやっていただきたいんですが、今時点で商店街、新たな加入者の募集だとかその運営の方法、協議入ってると思うんですが、今までどのぐらい会を持って、大体どんな段階ですかね。反応ですとか、あと今まで組合入った方のほかに新規加入が見込めそうだとか、その辺の状況をちょっと知りたいんでお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

実行委員会のほうは先日1回行っただけでございますけれども、出店者組合さんとは4回ほど会合を持ってございます。そして、その中でいろいろ御意見もある中で調整していきたいと考えてございますけれども、近隣の商店街さんにつきましては7月中に説明会を実施するというところで皆さんにお話はさせていただいております。皆さんというのは実行委員会等で話をさせていただいております。

そして、出店者、出店の相談ということでございますけれども、出店者組合さんのほうには数件は問い合わせがあるということは聞いてございます。何件というのはちょっと聞いてございませんが、問い合わせはあるということでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） はい。

〔「7万3,000人の人数はてんぷらではあげさせなんだけどもそんな補助金」と呼ぶ者あり〕

そうしたら、町長答弁する。

〔「答弁わしできん」と呼ぶ者あり〕

答弁で言うてないん。

〔「そやから、議員が言うたから、少ないからうその書類作って出したみたいに国に捉えられたら物すごいうちに不利益やから」と呼ぶ者あり〕

そうね、答弁には言うてないさかいにね。7万3,000。

〔「質問の中で言うた」と呼ぶ者あり〕

はい、確認します。

今先ほどの質問の中で目標が7万3,000というのを先ほど言うてくれたんですけど、それがこちらのほうではそんなふうに答えておりませんので、そこの部分は……。

〔「7万3,000は答えたけど」と呼ぶ者あり〕

答えんやろ。答えてんねえ、こっちで答えてんねえ。

〔「大きな数字な気がするんですが、補助の関係で私が」と呼ぶ者あり〕

7万3,000というて答えてくれたんですけど、それがあ意味大きな数字になっててんぷらみたいに国の方へ補助するということとはちょっと違うんで、それはきちっとした数字なんですね、のつけようと。

〔「究極目標はそこのところからやって設定したあるさか決しててんぷらで上げたんやったら国は」と呼ぶ者あり〕

そこのところは……。

それじゃ、もう一度ちょっと答弁でそこんとこ説明、答弁していただけますか。

ちょっとそこのところ、それは、今言うように、町長のほうから、担当課。

観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 濟いません、来客数の目標の7万3,000人というのは、申請のときにこちらのほうで努力目標といたしまして、このぐらいは集めたいということで申請をしておりますので、これに近い数字またはこれを超える数字の集客を図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

〔9番亀井二三男君「議事進行」と呼ぶ〕

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 濟いません、ちょっと1点だけ。

先日経済常任委員会をこの件でも話させてもらいました。先ほどの問答の中で、建設の進捗

状況の質問があった中で観光産業課長の答弁の中では、7月中まで協議していくというような答弁があったと思います。これ経済常任委員会では、これからこの平面計画をもって水産庁また関係団体を調整して7月中に入札というような説明を私は経済常任委員会では受けております。なので、今の話でいったら、入札7月過ぎてくような答弁やったと思うんですけども、そこら辺ちょっと精査願います。

○議長（中岩和子君） それは6月中に経済の委員会で言うたんやね。

言うたんか。

7万の目標、商店会には7月初め、説明会を行って入札はまだ言うてないね。

〔「入札は言うてないよ」と呼ぶ者あり〕

言うてないね。

〔「7月まで説明するというたら入札いつするんじゃ言うたら8月以降になるやろ当然。うちの委員会が7月中に入札しますって言うたあるんやから整理しよう」と「ちょっと休憩、休憩しよう」と呼ぶ者あり〕

ちょっと休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時01分 休憩

15時07分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 失礼しました。

先ほどの答弁についても一度答弁をし直させていただきますので、よろしくお願いいたします。

この計画の執行のスケジュールでございますけども、利用者等の意見を7月ごろまでに、7月上旬までに集約いたしまして、7月中にこの建物についての入札を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 先ほど課長から目標設定ですね、集客7万3,000人を目標ということなんで大変前向きな数字として評価したいと思いますが、仮にこれを実現するとしたら、土日、休日、今までどおりの営業ではなくて平日も営業を考えているということだったんですが、現実その平日の営業っていうのは可能かどうか、かなりしんどいんじゃないかなあと思うんですが、今の組合の組合員さんですね、どんなふうにお考えか、その辺感触で実際平日ができるかっていうところなんですが、いかがでしょうか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、今の状況から平日の営業につきましてはかなり出店者組合さんのほうも検討といいますか、皆さんで考えてくださってるところでございます。確かに日曜日等の開催していても、その1日の売り上げから考えると平日人1人雇ってやるというのは非常に難しいのかなあというふうな意見もたくさんいただいております。そういった意見の中でこの共同レジってという意見も出てきておまして、こういったものがあれば人を出さずに営業ができるよということでは何かならないのかなあというふうに考えてございます。

そしてまた、平日の集客ということでございますので、個人のやつで観光客のお客さんだけではどうしてもお客さん足りません。ですので、やっぱり町内の方を、町民の方をこちらのほうに誘客いたしまして、生鮮マグロ等を安く買えるよというような感じで皆さんでにぎわい市場を盛り上げていただきたいなあと考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 出店コーナーでしたら店番の人が1人いるだけでええんで、平日でもできるということなんですけど、やはり一番メインのマグロの一头づくりができる、このスペースも平日やるとしたら非常に無理があると思うんですね。せっかくマグロを用意してさばく準備をしてもお客さんが果たして来られるかどうかかわからないということなんです。だから、その辺を非常に心配するのと、仮にその数値の目標追うばかりにもう無理して平日も営業すると、先ほど言うた既存の商店さんとの競合っていうのも考えられるんで、だからこれいきなり当初からこの平日もやっていくとか、夜もやっていくっていうのはちょっと様子を見ていただいて、やはり基本土日、休日の午前中今までどおりをまず基本にさせていただきたいなあと思う。それが成功の秘訣かなあと思うんです。最初からそういう平日もっていうことでやると参加する人もちょっと見合わせる、土日だけだったら入ってみようかなあという方もおるやもしれないんですけど、その辺非常に心配をするところなんです。これもまた今後の組合員さんとの出店者さんとの話し合いで決まっていくんではないかなあと思います。

また、地元の商店街の皆様との協議も、今後説明会も開くっていうんで、その辺のお話も受けながら、やはり先ほどの数字は非常に前向きな数字として取り上げたいんですけども、最初からその数値だけを指すんじゃなくて、この施設が一番目的ですね、だからその集客の数字ばかりじゃなくて施設の目的は何かっていうと、私も言ったように、課長がさっき確認していただいたと思うんですけど、この勝浦の生マグロのよさをお客さんに知ってもらうための施設っていうふうに捉えて、そこでの貢献度っていうことでメインに考えていただいたら、むやみに日数や集客を追うんでなくて、そこら辺を評価、だから私提案したいのは、当然それだけではとても集客にならないし有効活用にならないんで、できたら予約制でここのイベントスペースを活用できないのかなあ。例えば、観光のツアーに組み込んでいただいて勝浦の一头づくりのマグロを食べるツアーのような形で組み込んでもらって、その平日の日中、それだったら確実に用意したものがはける、さばけるわけなんで、そういう形ですとか、最近ではホテル、旅館でも食事のつかない素泊まりのお客さんもふえてるんで朝食を少しせいたくにマグロを食べ



るという、そういう形で平日の朝、あくまでも予約制でここを使って食べていただく、そうしたら地元の、仮に平日開店しても地元の店とは競合しないし、あくまでも予約で対応するっていう、要はイメージ的にはキッチンカーの反対版ですね、キッチンカーも攻めてってね、今待ってお客さんを呼ぶと、この一頭づくりの施設が勝浦にあるんでそこに来てくださいという、キッチンカーの反対版のような形の活用の方法でまず平日のここの利用を広めていくというほうが、仮に提供するほうもやりやすいし、確実にお客さんが来るときだけここを活用して対応できるって、そういうやり方が考えられないのかなあと思うんですけど、いかがでしょうかね。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員おっしゃるようなことは担当課ともども鋭意努力してまいりたいと思います。

先ほどの数字の件でございますけれども、あくまでも我々としては大きな過大評価した数字を上げて補助金取りにいったわけではございません。実質上それを目標に頑張っていくという数字でございます。もしそれがてんぷらの数字だと言われるようなことがあれば、補助金の申請に対して虚偽が生じてくるということになりますので、その点十分御理解していただければと思います。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） マグロの解体スペース、イベントスペースでございますけども、出店者組合さん、マグロ解体やられてる業者さんとは今いろいろ協議しておりまして、こちらの業者さんであれば毎日そこで解体しても、売れ残ってもその工場のほうがありますので、そちらで処理できるんで何ら問題ないですよというようなお話はお聞きしてございます。また、そういった業者さん複数出てきていただければ、毎日そこで行けばマグロの解体をやっているというような施設になろうかと思えます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） わかりました。毎日本当にできればそれにこしたことはないんですが、あくまでも先ほど私言うたのは提案で、無理のない形って、無理のない形だけでもこのメインスペースをとにかく有効活用するっていう一つとして提案をさせていただきました。

もう一つ、この隣にマグロ体験CANがあるので、仮にここのイベントスペースをそういうツアーなんか組み込んでいただければ、マグロの一頭づくりも体験しながらこのマグロ体験CANのほうも両方組み合わせていけるのかなあと思うんですが、このマグロ体験CANについても非常に稼働率はどうなのかなあという気になってます。これ今現在は、この関連で質問させていただきたいんですが、今現在これはもう県漁連さんがやっていたらいいんじゃないかなあと思うんですけど、大体稼働率っていうのはこの当初よりどんな感じになっているんですか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

マグロ体験館の利用者の関係でございますが、年によってちょっとばらつきはございますけれども、多いときで400件程度、28年度、県漁連さんになった年でございますけれども、こちらでいうと230件でございます。大体この22年に始まりまして、1年稼働が23年度からですが、おおむね250件から400件の間の件数で推移してございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） いろいろあそこでできた缶詰がいろいろ賞をとったり頑張っていたいてるんですけど、やっぱり実際お客さんが来て缶詰をつくるっていう利用者はやっぱり少ないのではないかなあとと思いますんで、できたらこのイベントスペースでの一頭づくりとこの体験CANを組み合わせたようなツアー等を組み入れていただけたら、両方相乗効果で利用率が上がるのではないかなあとと思います。

また、こういう観光バス等と呼ば込むには、一般の方が観光会社等にお願いしてもなかなかこういうものは実現しにくい。こういう旅行業者の慣習っていうんですかね、やっぱりコネクションがないとなかなかすぐ団体さんをここにこういう施設ができたから来てくださいと言っても来るものではないって聞きましたので、これについては観光協会さん等に援助していただいて実現していただけたらなあと考えております。

また、再度繰り返しなんですけども、これだけ大きな金額をかけて整備するということをやったりどうしてするのかということの説明がきちっとつくように、これだけこの施設が今後有効活用されることを願っております。

そしてもう一つ、1つ要望ですけども、このイベントスペース、やはり勝浦によいマグロが揚がってこそこの施設が今後も稼働できるんですが、心配なのは、マグロの資源の枯渇っていうことが最近とみに言われてます。まだビンチョウマグロについてはそれほどでもないんですけど、クロマグロは大分少なくなっている。カツオ等はもうこの近年この紀州沖でも揚がらない。サンマも去年からどうもとれない。ことしになって今度は日本全国でイカが不漁って言われてるんで、マグロもやっぱり安心はできないなあとと思います。ですから、入港船についての誘致についても今後ますます努力をしていただきたいんですけど、きょうちょっと昼勝浦の市場の近くでマグロを食べながらその店で伺ったら、幸い新規の入港船なんかはまだこの勝浦市場は入ってこられると。沖縄の船なんか最近ふえて、きのうあたり、またきょうあすぐらいにもまた入ってくる。全く新規で新たに、今までは沖縄の地元で水揚げしてたのをわざわざ勝浦のほうで値段がええっていうことで来ていただいているということを知りました。ちょっと聞いた話が、以前私要望したことあったんですが、勝浦の港っていうのは全く新しく来た方にとっては非常に入りづらいと。やっぱり港全体が暗くて非常に入港しにくいって言うんですね。沖合には太地の大敷なんかもあるんで、非常にそれ気を使いながら入るんだけど、実はきのうあたり入った沖縄の船は非常にわかりにくかったんで、それで浦島さんの忘帰洞のあの明かりなんかを頼りにこっちの丘の間屋さんで携帯で何度も連絡しながらようやく入ったって

うんですね。だから、前も言うた、勝浦の漁協のどっか入り口に明るく電気、わかりやすい、つけたら入りやすいというんで、そんな要望もありましたんで、その辺も含めてまた今後とも努力をお願いいたします。

では、以上で私の一般質問を終了します。

○議長（中岩和子君） 曾根議員の一般質問を終結します。

以上をもって本定例会に通告されました一般質問は全部終了しましたので、これをもって一般質問を終結します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

あすは一般質問の予定となっておりますが、本日で全て終了しましたので、あすは休会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、あすは休会とすることに決定しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時22分 散会